

障害者基本計画に基づく

「重点施策実施5か年計画」の進ちょく状況

～平成22年度～

| | | | |
|---|----------------|-----------|-----|
| 1 | ： 啓発・広報 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 |
| 2 | ： 生活支援 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 5 |
| 3 | ： 生活環境 | ・ ・ ・ ・ ・ | P12 |
| 4 | ： 教育・育成 | ・ ・ ・ ・ ・ | P18 |
| 5 | ： 雇用・就業 | ・ ・ ・ ・ ・ | P21 |
| 6 | ： 保健・医療 | ・ ・ ・ ・ ・ | P28 |
| 7 | ： 情報・コミュニケーション | ・ | P31 |
| 8 | ： 国際協力 | ・ ・ ・ ・ ・ | P35 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|----------------------------------|---|---|
| 1. 啓発・広報 | | |
| 啓発・広報活動の推進 | | |
| <p>共生社会の理念の普及等</p> | <p>1 障害者週間の行事の実施等を通じて、共生社会の理念の普及を図る。特に、将来を担う若者に対する啓発・広報を一層推進する。 また、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮・工夫について国民の理解と協力を得るため、啓発・広報を推進する。</p> <p>・共生社会の周知度 世代全体 40.2%〔19年〕 50%〔24年〕</p> <p>・共生社会の周知度 若者（20代） 26.7%〔19年〕 50%〔24年〕</p> | <p>内閣府 ○ 障がい者制度改革推進会議の意見を踏まえ平成22年3月11日、障がい者制度改革推進本部にて決定された障害者被害者基本法改正案において、「地域社会における共生等」が盛り込まれた。</p> <p>広く小中学生を中心に募集する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」表彰事業や同優秀作品を掲載した「作品集」の全国の小・中・高等学校等への配付等を確実に実施することにより、引き続き若年層への関心と理解の浸透を図った。</p> <p>「障害を理由とする差別等に関する意識調査」（平成21年度実施）について、平成22年版の障害者白書に掲載し、周知を図った。</p> <p>法務省 障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を年間強調事項として掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター、パンフレット等の作成、配布等の啓発活動を実施。</p> <p>文部科学省 保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図るため、特別支援教育全国フォーラムを開催。（平成20年度まで）</p> <p>障害者週間行事の一つとして、障害のある児童生徒の保護者、学校教育関係者、関係団体の人々を対象に、特別支援教育に係わる最新の全国的な状況や取組について関係者が提供した情報をもとに、特別支援教育を推進するための協議を実施する「全国特別支援教育振興協議会」を実施。</p> <p>厚生労働省 障害者週間の中央行事のひとつとして「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」を実施。（平成22年12月3日）</p> <p>精神保健福祉普及運動を開催。（平成22年10月25日～31日、厚生労働省・都道府県・市区町村）</p> <p>第58回精神保健福祉全国大会を開催。（平成22年10月29日・沖縄県浦添市）</p> <p>○ 発達障害啓発週間において行事等を実施。（平成22年4月2日～8日、厚生労働省・都道府県等・関係団体）</p> |
| <p>精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進</p> | <p>2 国民の障害及び障害者に対する理解を引き続き促進する。とりわけ、国民の理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、国民の理解と協力が得られるよう一層の啓発・広報を推進する。</p> | <p>内閣府 平成22年度「障害者週間連続セミナー」において、知的障害、発達障害等の理解促進を目的とする講演、パネルディスカッション等を実施。</p> <p>法務省 障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を年間強調事項として掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター、パンフレット等の作成、配布等の啓発活動を実施。</p> <p>文部科学省 平成20年度より、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者や保護者、一般国民に対し、インターネットを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。</p> <p>厚生労働省 精神保健福祉普及運動を開催。（平成22年10月25日～31日、厚生労働省・都道府県・市区町村）</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|--------------------------------|--|--|
| | <p>3 また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。</p> | <p>第58回精神保健福祉全国大会を開催。(平成22年10月29日・沖縄県浦添市)</p> <p>発達障害啓発週間において行事等を実施。(平成22年4月2日～8日、厚生労働省・都道府県等・関係団体)</p> <p>○ 地域との連携を中心とした「障害者に係る共生社会実践活動 事例集」(平成21年作成)について、各都道府県・指定都市障害福祉担当課等に配布する一方、ホームページに掲載。</p> <p>特別支援学校の学習指導要領等において、「家庭や地域社会との連携を深める」とともに学校生活全体を通じて、障害のある子どもと「地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設ける」ことを規定。(平成20年度～)</p> <p>小・中学校等の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒を含め、「家庭や地域社会との連携を深める」ことを規定。(幼・小・中：平成19年度～、高・特：平成20年度～)</p> <p>「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等において、事業等の運営に運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないとしている。</p> |
| <p>障害者権利条約及び障害者関連法令の周知</p> | <p>4 我が国が署名し、今後締結を目指している「障害者の権利に関する条約」への関心を高めるため、同条約の国民への周知を図る。</p> <p>5 また、国民の障害者に対する理解を促進し、障害者の人権の確保等を図るため、同条約等に係る関連法令を含む障害者関連法令の国民への周知を図る。</p> | <p>外務省 条約採択の経緯、条文の仮訳文等の関連情報を外務省HPに掲載し、内容の周知に努めている。</p> <p>内閣府 平成22年度「障害者週間連続セミナー」において、「国連障害者権利条約～この条約が目指す社会～」をテーマとする講演会を実施。(平成21年度も同様のテーマで実施。)</p> <p>厚生労働省 平成20年に障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大等を内容とする改正障害者雇用促進法が成立したことから、事業主向けのパンフレットを作成し、障害者雇用義務制度の対象となる全事業主に送付するとともに、都道府県労働局において事業所別説明会・中小企業向け説明会を開催。</p> <p>国土交通省 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律以下「バリアフリー法」という。』の国民への周知のため、同法関連のパンフレットを各種会議等において配布。</p> |
| <p>障害者の利活用への配慮等に係る啓発・広報の充実</p> | <p>6 障害者が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。</p> <p>特に、障害者用駐車スペースにおける不適切な利用を防止するなど、当該駐車スペースを必要とする障害者等が円滑に利用できるようにするため、当該駐車スペース及びいわゆる国際シンボルマークの趣旨の周知や、分かりやすい表示の普及等を図る。</p> <p>障害者団体等が作成する各種障害を対象とした啓発、周知等のためのマークについて、国民への情報提供を行い、その周知を図る。</p> | <p>内閣府 内閣府HPにおいて各省及び各障害者団体が作成している障害者に関するマークを掲載し、周知を図っている。</p> <p>厚生労働省 平成19年10月に補助犬法が改正され、補助犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談窓口を各都道府県、政令市、中核市に設置(平成20年4月1日施行)、一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者の補助犬使用の受け入れの義務化(平成20年10月1日施行)が行われた。これにあわせ、ポスター、リーフレット、ステッカーを作成し、周知を図っている。</p> <p>平成21年度政府広報には9件が採用。また、厚生労働省ホームページ内に補助犬専用ホームページを開設しており、利用方法や受け入れ、補助犬の実働頭数等について、随時更新を行っている。</p> <p>国土交通省 各施設の望ましい整備内容を示したガイドラインにおいて、視覚障害者誘導用ブロック、障害者用駐車スペースの整備方法を示すとともに、障害者等用駐車場の適正利用に資するパンフレットを作成するなど、障害者の利活用への配慮等に係る普及啓発を実施。</p> |
| <p>多様な媒体を活用した啓発・広報の推進</p> | <p>7 インターネットの活用等、創意工夫のある広報媒体・広報手段を活用した効率的・効果的な啓発・広報を推進する。</p> | <p>内閣府 内閣府のホームページの中に障害者施策担当のホームページを開設し、啓発等障害者施策に関する情報を提供。</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-----------------------|--|-----------------------------|---|
| | | 文部科学省 厚生労働省 | <p>○ 平成22年1月より開催された障がい者制度改革推進会議では、毎回の会議の開始から終了までの全状況をインターネットによるオンデマンド配信にとして、動画、音声、手話、要約筆記の文字情報により提供している。加えて会議資料を当日会議開始前までに内閣府ホームページに掲載し、事後的には議事要録も掲載。</p> <p>季刊誌「特別支援教育」や文部科学省HP、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HPを通じて、国民に特別支援教育について情報を提供。</p> <p>平成20年度より、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者や保護者、一般国民に対し、インターネットを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。</p> <p>障害者施策に係る広報活動の一環として、省ホームページによる広報を行った。</p> <p>「発達障害情報センター」において、発達障害者やその家族等に対し、インターネットを通じて、発達障害にかかる生活支援や社会参加等に関する情報の提供を実施。</p> |
| 関係機関の連携・協力による啓発・広報の推進 | 8 企業及び民間団体との連携、マスメディアの協力による啓発・広報を推進するとともに、人権擁護、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進する。 | 内閣府 法務省 厚生労働省 | <p>平成22年12月6日から8日までの3日間、東京で、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。(平成17年度以降同内容で実施)</p> <p>全国の障害者週間関連行事を一括して紹介するホームページの更新。</p> <p>鉄軌道事業者の協力による「障害者週間のポスター」28000枚の駅等への掲示。</p> <p>障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を年間強調事項として掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター、パンフレット等の作成、配布等の啓発活動を実施。</p> <p>平成19年10月の補助犬法改正により、補助犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談窓口が各都道府県、政令市、中核市に設置(平成20年4月1日施行)され、一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者の補助犬使用の受け入れが義務化(平成20年10月1日施行)されたところ。 改正内容の周知を図るため、ポスター、リーフレット、ステッカーの配布や政府広報を実施。</p> |
| 「心のバリアフリー」の推進 | 9 バリアフリー化の推進に関する取組を表彰し、その取組を広く普及させること等により、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について国民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する。 | 内閣府 | 「心のバリアフリーガイド(モデル版)」を作成し、都道府県等へ配布。(平成22年度) |
| 福祉教育等の推進 | | | |
| 相互理解の促進 | 10 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進する。 | 文部科学省 | <p>特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施に資するため、「交流及び共同学習ガイド」を文部科学省ホームページに掲載。(平成20年度～)</p> <p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者研究協議会を実施。</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 |
|----------------------------|---|-------|--|
| 障害者を理解するための教育の推進 | 11 小・中学校等の特別活動等において、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。 | 文部科学省 | <p>参加者数 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 69人 70人 77人</p> <p>特別支援学校及び小・中学校等の学習指導要領等において、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の機会を設ける旨を規定。(幼・小・中：平成19年度～、高・特：平成20年度～)</p> <p>平成21年度より一部先行実施されている新学習指導要領(平成20年3月告示)においては、総則において、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の機会を設ける旨を規定するとともに、例えば特別活動において、障害のある人々などとの触れ合いなどの活動を充実する旨を規定しており、平成22年度においては、新学習指導要領の趣旨や内容について理解を深め、新学習指導要領が円滑に実施されるよう、指導主事等を対象とした説明会の開催などを通じて周知を図った。</p> |
| 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進 | | | |
| 行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進 | 12 行政機関、企業等の職員に対し、障害者への配慮マニュアルの活用、各種研修の実施等により、障害の特性や必要な配慮等に関し周知を図り、その一層の理解と協力を促進する。 | 全省庁 | <p>平成21年3月、「公務部門における障害者雇用ハンドブック - 誰もが生き生きと働ける職場を目指して - 」を障害者施策推進課長会議において決定し、公表した。</p> <p>各省庁等の協力で策定した「公共サービス窓口における配慮マニュアル-障害のある方に対する心の身だしなみ-」について、22年度も内閣府障害者施策ホームページ掲載などで周知を進めた。</p> <p>新採用職員に対する研修において、障害者施策のあり方に関する講義を行い、障害者に対する理解の促進・徹底を図った。【内閣府】</p> <p>警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、手話講習、有識者による講話等、障害者の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を実施。【警察庁】</p> <p>平成20年3月、「人権に配慮した警察活動のための手引」を作成し、各都道府県警察等に配布して、警察職員の障害者に関する理解を促進。【警察庁】</p> <p>障害者に対する理解の促進を図るため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、障害者等への接し方を取り入れた接遇研修、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の周知、外部講師によるバリアフリー研修等を実施している。【財務省】</p> <p>バリアフリー法の対象として明確化された知的障害のある人、発達障害のある人、精神障害のある人が安心して移動や施設利用できるよう、公共交通機関、商業施設等において職員が対応する際のポイントを内容とし、障害の理解にも資する「対応ハンドブック」を作成し、周知を図っている。【国土交通省】</p> <p>平成19年度に実施した知的障害者の職場体験実習及び平成20年度から実施しているチャレンジ雇用を通じて障害者に対する配慮などについて職員に周知し、理解と協力の促進を図っている。【防衛省】</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 | | | | | | |
|--|--|--------------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ボランティア活動の推進 | | | | | | | | | |
| <p>ボランティア活動及企業等の社会貢献活動理解促進</p> | <p>13 児童生徒、地域住民等のボランティア活動への理解を引き続き促進するとともに、企業やその職員等の社会貢献活動の充実を図るため、取組事例の紹介等により、その一層の理解と協力を促進する。</p> | <p>内閣府</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> | <p>地域社会において障害者と企業、NPO等を含む社会の構成員が主体的に共生社会の実現に向けて取り組み成果をあげている多様な取組事例を収集、分析し、広く周知するため、「障害者に係る共生社会実践活動事例の調査」を平成21年度に実施したが、22年度にその事例集を各都道府県等担当課等に配布するとともに内閣府ホームページにも掲載。</p> <p>平成21年度より一部先行実施されている新学習指導要領（平成20年3月告示）においては、総則や特別活動等の中でボランティア活動などの体験活動を行うことと規定するなど、学校教育におけるボランティア活動を推進する内容となっており、平成22年度においては、新学習指導要領の趣旨や内容について理解を深め、新学習指導要領が円滑に実施されるよう、指導主事等を対象とした説明会の開催などを通じて周知を図った。</p> <p>「豊かな体験活動推進事業」において、障害者とのふれあい体験や自然の中での長期宿泊体験活動など様々な体験活動を実施。（平成21年度までは委託事業、平成22年度からは補助事業として実施。）</p> <table border="0"> <tr> <td>（平成20年度）</td> <td>（平成21年度）</td> <td>（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td>628校</td> <td>349校</td> <td>59校</td> </tr> </table> <p>平成19年度より、ボランティア分野を含め、地域福祉の一層の推進を図るため、地方公共団体や民間団体等において、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的な取組である「地域福祉等推進特別支援事業」を実施。</p> <p>ボランティア活動の社会的評価の向上を図るため、福祉分野等のボランティア活動を永年率先して行い、功績が顕著な個人やグループ・団体（企業含む）、学校等に対し、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状」の贈呈を実施。平成22年度は、67名、167団体、5校に贈呈した。</p> | （平成20年度） | （平成21年度） | （平成22年度） | 628校 | 349校 | 59校 |
| （平成20年度） | （平成21年度） | （平成22年度） | | | | | | | |
| 628校 | 349校 | 59校 | | | | | | | |
| 2. 生活支援 | | | | | | | | | |
| 利用者本位の生活支援体制の整備 | | | | | | | | | |
| <p>利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化</p> | <p>14 障害者自立支援法の施行状況等を踏まえ、その抜本的な見直しの検討を進めるとともに、利用者負担の見直しと事業者の経営基盤の強化に取り組む。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とした（平成22年4月から実施）。</p> <p>障害福祉サービスの報酬の額について、事業者の経営基盤の安定やサービスの質の向上等を目的に、プラス5.1%の改定を実施（平成21年4月実施）。</p> <p>障がい者制度改革推進本部の下での障害者制度改革の中で、障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度（「障害者総合福祉法」（仮称））をつくることとされており、障がい者制度改革推進会議の下に「総合福祉部会」を設けて検討を行うこととした。（平成22年4月～）</p> | | | | | | |
| <p>地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実</p> | <p>15 ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピアカウンセリング）、権利擁護のために必要な援助等を提する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心としたネットワークを構築する。</p> <p>地域自立支援協議会の設置市町村数 700市町村〔19年〕 全市町村〔24年〕</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>地域自立支援協議会において、相談支援を充実させるため、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「地域自立支援協議会運営強化事業」を創設した（平成21年度～平成23年度において実施）。</p> <p>設置済市町村</p> <table border="0"> <tr> <td>（平成20年4月）</td> <td>（平成21年4月）</td> <td>（平成22年4月）</td> </tr> <tr> <td>1,188市町村（1,811市町村のうち）</td> <td>1,426市町村（1,798市町村のうち）</td> <td>1,485市町村（1,750市町村のうち）</td> </tr> </table> | （平成20年4月） | （平成21年4月） | （平成22年4月） | 1,188市町村（1,811市町村のうち） | 1,426市町村（1,798市町村のうち） | 1,485市町村（1,750市町村のうち） |
| （平成20年4月） | （平成21年4月） | （平成22年4月） | | | | | | | |
| 1,188市町村（1,811市町村のうち） | 1,426市町村（1,798市町村のうち） | 1,485市町村（1,750市町村のうち） | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちよく 状 況 |
|---------------------------|--|------------------------------|---|
| | 16 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けることができる体制を整備する。 | 厚生労働省 | <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、身体障害だけでなく障害全体を視野に入れた取り組みを行うため、平成20年10月に名称を国立障害者リハビリテーションセンターに変更するとともに、発達障害に関する情報の収集・提供等を図るために平成20年3月に厚生労働省内に設置された「発達障害情報センター」を国立障害者リハビリテーションセンターに移管するとともに病院部門に新たに発達障害の診療体制を整備した。また、頸髄損傷等の重度障害者を新たに受け入れるための体制整備を図るとともに、必要な施設の改修工事を行った（平成20年度から平成21年度まで）。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、平成20年度より3か年のモデル事業として、青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業を開始し、平成22年度においては、前年度までに確立した病院部門、障害者支援施設（自立支援局）と地域の発達障害者支援センター、就労支援機関、地域支援機関（障害者就業・生活支援センター等）の連携による地域モデルを運用し、福祉サービスを利用し就労を希望する青年期にある発達障害者の診断・評価等の開発、生活訓練を含む就労移行支援に必要な訓練プログラムの開発、雇用支援機関との連携モデル開発、補完手段としての機器の開発研究に取り組んだ。その成果として発達障害者の就労支援のための事例集を発達障害情報センターが中心となり作成中。</p> <p>○ 平成21年度から、地域の発達障害者支援センター、就労支援機関、地域支援機関（障害者就業・生活支援センター等）の連携による地域モデルを構築し、その運用により定量的な行動評価方法の確立、就労移行支援に必要な介入方法の開発を行った。</p> <p>また、発達障害者の生活と就労を支援する福祉機器のニーズを明らかにするとともに、発達障害者の就労支援のための事例集の開発に着手した。</p> |
| 乳幼児期における障害児への支援 | 17 乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であるので、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、環境を整備する。 | 厚生労働省 | <p>障害児の将来の自立に向けた発達支援、ライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータルな支援、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援の具体的な施策について検討するため、「障害児支援の見直しに関する検討会」を開催し、平成20年7月に報告書を取りまとめたところ。</p> |
| 成年後見制度の利用促進等による権利擁護 | 18 パンフレットの作成・配布やホームページによる情報提供等により、引き続き、成年後見制度の利用方法等の一層の周知を図るとともに、成年後見制度等の利用を支援する。 | 法務省 厚生労働省 | <p>法務省のホームページに成年後見制度等についてのQ & Aのコーナーを設けて成年後見制度等を周知。</p> <p>日本司法支援センターのホームページに成年後見に関するFAQ（よくある質問と回答）を掲載して成年後見制度等を紹介。</p> <p>障害福祉サービスの利用時に成年後見制度を利用する場合、申立に要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施。</p> |
| 矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進 | 19 厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復帰に向けた地域生活支援を推進する。 | 法務省 厚生労働省 法務省 厚生労働省 | <p>法務省と厚生労働省において、障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、矯正施設内の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備し、福祉ニーズの掘り起こしを行うとともに、保護観察所と「地域生活定着支援センター」（厚生労働省が各都道府県に整備予定）が連携して、矯正施設入所中から福祉サービスにつなげるための支援等を実施（平成21年度から実施）。</p> <p>帰住先が確定しないなどの理由により出所後、直ちに福祉による支援が困難な者について、全国57の更生保護施設を受入施設として指定し、福祉の専門的資格や実務経験を有するスタッフが中心となり、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性ある指導・訓練を実施（平成21年度から実施）。</p> <p>共同生活介護事業所等において、矯正施設から障害者を受け入れる際の必要な調整等の支援に対して、障害者自立支援対策臨時特例交付金による助成事業を創設した（平成21年度から実施）。</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 | | | |
|------------------------------|---|-------|---|--|--|--|
| | | | 共同生活介護事業所等において、矯正施設退所者等について地域生活への移行のための個別支援を行うため、障害福祉サービスの報酬改定により加算を創設した（平成21年度から実施）。 | | | |
| 地域移行の推進 | | | | | | |
| 障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備 | <p>20 障害者自立支援法において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に必要な障害福祉サービスや相談支援サービス等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村による、障害福祉計画の作成が義務付けられたところであり、同計画の着実な推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの利用時間数 約376万時間〔19年度〕 約522万時間〔23年度〕 ・日中活動系サービスのサービス提供量 約713万人日分〔19年度〕 約825万人日分〔23年度〕 ・療養介護事業の利用者数 約0.4万人分〔19年度〕 約1.0万人分〔23年度〕 ・児童デイサービス事業のサービス提供量 約26万人日分〔19年度〕 約34万人日分〔23年度〕 ・短期入所事業のサービス提供量 約24万人日分〔19年度〕 約35万人日分〔23年度〕 ・共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）の利用者数 約4.5万人〔19年度〕 約8.0万人〔23年度〕 ・相談支援事業の利用者数 約3万人〔19年度〕 約5万人〔23年度〕 ・福祉施設入所者数 14.6万人〔17年度〕 約13.5万人〔23年度〕 <p>「訪問系サービスの利用時間数」から「相談支援事業の利用者数」までは、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量（1月当たり）の合計値である。</p> | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの利用時間数 約326万時間 約366万時間 約394万時間 ・日中活動系サービスのサービス提供量 約698万人日分 約831万人日分 約843万人日分 ・療養介護事業の利用者数 約0.2万人分 約0.2万人分 約0.2万人分 ・児童デイサービス事業のサービス提供量 約24万人日分 約29万人日分 約35万人日分 ・短期入所事業のサービス提供量 約18万人日分 約20万人日分 約21万人日分 ・共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）の利用者数 約4.8万人 約5.6万人 約6.3万人 ・相談支援事業の利用者数（サービス利用計画作成費の給付対象者数） 約0.2万人 約0.3万人 約0.4万人 ・福祉施設入所者数 約14.6万人 約13.9万人 約13.7万人 | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-----------------------------|---|---------------------------|---|
| <p>精神障害者の退院促進と地域移行の推進</p> | <p>21 受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行を推進する。</p> <p>退院可能精神障害者数 4.9万人〔19年度〕のうち、約3.7万人の減少〔23年度〕</p> <p>「退院可能精神障害者数」については、各都道府県の障害福祉計画における数値を19年度に集計したものである。</p> | 厚生労働省 | <p>精神障害者地域移行支援特別対策事業（平成22年度からは、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」として実施。）</p> <p>受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進・地域移行に向けての支援を一層進めるため、地域移行推進員、地域体制整備コーディネーターを指定相談支援事業者等に配置。</p> <p style="text-align: center;">（平成20年度）（平成21年度）（平成22年度）</p> <p>実施圏域数 295圏域 309圏域 329圏域</p> <p>「退院可能精神障害者数」については、平成20年4月から開催された「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の論点整理（平成20年9月）において、今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方として「長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援」が掲げられたことを踏まえ、上記検討会において更なる議論を実施し、平成21年9月に取りまとめた報告書において、障害福祉計画における目標値（退院可能精神障害者数）についても、「統合失調症に入院患者数」に係る新たな目標値や、障害福祉サービスの整備量に関する目標との整合性を図りつつ、見直しを行うべきであるとされたところ。</p> <p>また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）において、「社会的入院」の解消に向けて平成23年内に結論を得ること、精神障害者に対する強制入院等について、保護者制度の見直し等も含め、平成24年内を目途に結論を得ること、精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得ることとされた。</p> |
| <p>障害者に対する住宅セーフティネットの構築</p> | <p>22 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図る。また、あんしん賃貸支援事業（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために情報提供等を実施する。）と、居住サポート事業（賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅）への入居を希望しているが、入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整や支援、家主への相談・助言を行う。）の連携により、障害者の一般住宅への入居を進める。</p> | <p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p> | <p>居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地への視察等を支援する「居住サポート事業立ち上げ支援事業（障害者自立支援対策臨時特例交付金における特別対策事業）」を創設した（平成21年度～平成23年度において実施）。</p> <p>公営住宅の入居者の募集・選考において、事業主体の判断により、障害者世帯に対し優先的な取扱いを実施。</p> <p>優先入居により公営住宅に入居している障害者世帯数</p> <p style="text-align: center;">（平成20年度末） （平成21年度末） （平成22年度末） 22,620戸 21,685戸 24,745戸</p> <p>平成19年度から、民間事業者等に対し、整備費及び家賃減額のための助成を行い、障害者世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を実施。</p> <p style="text-align: center;">（平成20年度末） （平成21年度末） （平成22年度末） 622戸 1,655戸 1,188戸</p> <p>都市再生機構賃貸住宅においては、障害者世帯に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率の優遇、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の設定等を措置。</p> <p>新規（平成20年度末）（平成21年度末）（平成22年度末） 63件 119件 68件</p> <p>既存（平成20年度末）（平成21年度末）（平成22年度末） 33件（H20.12～H21.3） 62件 64件</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 |
|--------------------|---|------------------------------------|--|
| 障害児の居場所の確保 | 23 放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。 | 厚生労働省 文部科学省 | <p>地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して障害者等を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポートを行うことにより、障害者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。</p> <p style="text-align: center;">（平成20年度末）（平成21年度末）（平成22年度末）</p> <p>事業実施自治体数 32団体 34団体 37団体</p> <p>障害児の将来の自立に向けた発達支援、ライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータルな支援、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援の具体的な施策について検討するため、「障害児支援の見直しに関する検討会」を開催し、平成20年7月に報告書を取りまとめたところ。</p> <p>共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある児童の受入れを促進。</p> <p>放課後等に小学校等を活用し、地域の実情に応じて、障害のある子どもを含め子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の参画を得て学習や体験・交流活動等を実施する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」を実施。</p> <p style="text-align: center;">（平成20年度） （平成21年度） （平成22年度）</p> <p style="text-align: center;">1,015市町村7,919箇所 1,061市町村8,761箇所 1,060市町村9,197箇所</p> |
| 身体障害者補助犬法への理解の促進 | 24 身体障害者補助犬法の改正を踏まえ、都道府県の補助犬に関する苦情相談窓口で対応がなされるよう「相談対応マニュアル」を整備するなど、円滑な施行を図るとともに、引き続き、補助犬への理解の促進及び受入れの円滑化のための広報・啓発を推進する。 | 厚生労働省 | <p>平成19年10月の補助犬法改正により、補助犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談窓口が各都道府県、政令市、中核市に設置（平成20年4月1日施行）され、一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者の補助犬使用の受け入れが義務化（平成20年10月1日施行）された。これにあわせ、ポスター、リーフレット、ステッカーを配布し、周知に務めた。</p> <p>平成21年度政府広報には9件が採用。また、厚生労働省ホームページ内に補助犬専用ホームページを開設しており、利用方法や受け入れ、補助犬の実働頭数等について、随時更新を行っている。</p> |
| 発達障害者施策の推進 | 25 発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。 | 厚生労働省 文部科学省 | <p>発達障害者施策の推進</p> <p>発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援等を行うとともに、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備の推進や支援手法の開発、発達障害に関する情報提供等を実施。</p> <p style="text-align: center;">（平成20年度） （平成21年度） （平成22年度）</p> <p>発達障害者支援センター設置箇所数 62箇所 64箇所 64箇所</p> <p>発達障害に関する正しい知識の普及およびライフステージにおける情報を、発達障害情報センターウェブサイトを通じて発信。</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法上、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを明確化。</p> <p>平成19年度より、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。（平成21年度まで）</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 |
|-------------------------------|---|----------------|---|
| | | | <p>平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。(平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」において「高等学校における発達障害のある生徒への支援」として実施)</p> <p>平成21年度より、「民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業」において、発達障害等の子どもの障害の状態等に応じた教材等の在り方及びそれらを利用した効果的な指導方法や教育的効果等についての実証的研究を実施。</p> |
| | 26 発達障害者には幅広い領域の支援が必要となっていることを踏まえ、各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集を平成21年度までに策定する。 | 厚生労働省 | <p>平成19年度から実施の発達障害者支援開発事業により、指定された都道府県・指定都市において、具体的な実施方策をモデル事業として実施し、そこで開発・確立された支援手法をマニュアル等として取りまとめ、発達障害情報センターのホームページに掲載。</p> <p>また、平成20年度より開催している「発達障害者支援開発報告会」において自治体に対する情報提供を実施。</p> |
| | 27 標準的な支援方法が確立されておらず、幼児期から成人期まで一貫した支援が十分ではないことを踏まえ、平成21年度までに地域において実施されている支援方法を把握し、支援マニュアルを策定する。 | 厚生労働省 | <p>平成19年度から実施の発達障害者支援開発事業により、指定された都道府県・指定都市において、具体的な実施方策をモデル事業として実施し、そこで開発・確立された支援手法をマニュアル等として取りまとめ、発達障害情報センターのホームページに掲載。</p> <p>また、平成20年度より開催している「発達障害者支援開発報告会」において自治体に対する情報提供を実施。</p> |
| | 28 発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家が少ないことを踏まえ、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行う。 | 厚生労働省 | <p>研修の実施 小児医療、精神医療、療育の3分野について、医師や保健師等の発達障害支援に携わる職員に対する研修を実施。</p> |
| スポーツ、文化芸術活動の振興 | | | |
| スポーツ、文化芸術活動の振興 | 29 障害者の社会参加等を促進するため、障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。 | 文部科学省 厚生労働省 | <p>(財)日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツ全国会議を開催。</p> <p>第10回全国障害者スポーツ大会は「ゆめ半島 みんなが主役 花咲く笑顔」をスローガンに、千葉県において開催された 平成13年度に「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合され実施されてきたが、平成20年度からは、精神障害者の競技も加わり、全国の身体、知的及び精神に障害のある方々が一同に会して開催されている。</p> <p>第10回全国障害者芸術・文化祭は徳島県において、「みんなが参加できる大会」、「交流ひろがる大会」、「徳島ならではの大会」、「情報発信する大会」の4つの大会運営方針のもと開催された。</p> |
| 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援 | | | |
| 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援 | 30 高齢者・障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて研究開発費用の補助を行う。 | 経済産業省 | <p>優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成22年度末までに185件のテーマを採択。</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちよく 状 況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--|--|--|------------|------------|------------|------|------|------|------|--|------------|------------|------------|------|---------------|---------------|---------------|
| | <p>31 脳とコンピュータをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス（BMI：Brain Machine Interface）技術の開発によって、失われた身体機能の回復・補完を可能とする高度な義手・義足等の開発等を戦略的に推進する。</p> <p>32 視覚障害者、聴覚障害者、認知障害者等向けの情報支援機器、義肢装具、電動車いす、福祉車両、介護者を支援するための生活環境関連機器ロボット等、先端技術を活用した福祉用具等の利用支援の観点から、利用者ニーズに関する調査研究、人材育成を含めた支援技術の確立等を推進するとともに、補装具費支給事業等を適切に実施し、また、相談支援体制の確保を図る。</p> <p>併せて、福祉用具等の安全評価を実施し、利用者ニーズに合った福祉用具の開発を推進するため、研究開発・評価の段階で利用者の参加を促進する。</p> | <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> | <p>独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>ブレイン・マシン・インターフェイス（BMI）を用いてワープロを駆動することで意思伝達を可能にする実証研究をALSの患者で実施した。その有効性から障害者自立支援機器として実用化が視野に入った。また、投票や署名といった社会活動に必須の活動についてもBMIにより可能になることを確認した。BMIを用いた義手・義足については、上肢用アシストスーツを作成し、効率的な作働のための基礎研究を継続中である。（平成20年度～）</p> <p>聴覚障害者に対する情報支援機器の貸出、相談業務等を行う聴覚障害者情報提供施設の全都道府県設置に向けて、障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知（平成23年1月6日現在38カ所）。</p> <p>障害者等の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の是正格差を図るための総合的なサービス拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を24都道府県（平成22年度）で実施。</p> <p>TAIS（福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム）を運用。</p> <p>「義肢装具等完成用部品情報提供システム」（義肢装具等完成用部品を利用者の状態像や使用環境等に適合した適切な完成用部品の処方や選定・給付に資するため、当該部品の対象、構造や作用、効果や材質、適応範囲、調整方法等に関する情報を国内の製造業者や輸入業者から情報収集・データベース化し、情報発信するシステム）を運用。</p> <p>（財）テクノエイド協会において、福祉機器に関する標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門職種の養成・確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉人材の養成確保 | <p>33 「福祉人材確保指針」を踏まえ、介護職員のキャリアアップの仕組みを構築するなど、福祉人材の養成・確保のための取組を強化する。</p> <p>34 サービス管理責任者の養成及び継続的な研修システムを整備するとともに、リハビリテーション関係専門職員等の養成を推進する。</p> | <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> | <p>「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」については、平成19年8月28日に改正し、労働環境の整備等について、経営者や関係団体等に対し取組を進めるよう周知を図った。</p> <p>福祉人材の養成・確保を図る観点から、平成21年度予算等により、介護職員の処遇改善や雇用管理の改善に取り組む事業主への支援等を推進したほか、介護福祉士養成校等の学生に対する修学資金の貸付を行うなど福祉人材の参入促進を進めた。</p> <p>地域でサービス管理責任者養成の中核となる人材を育成するため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、サービス管理責任者指導者養成研修を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成20年度実績）</th> <th>（平成21年度実績）</th> <th>（平成22年度実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>259名</td> <td>247名</td> <td>249名</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域でリハビリテーション関係の専門職員として、指導的役割を担う人材を育成するため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて研修会を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成20年度実績）</th> <th>（平成21年度実績）</th> <th>（平成22年度実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>1,402名（25回開催）</td> <td>1,416名（25回開催）</td> <td>1,288名（21回開催）</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成20年度においてもリハビリテーション関係専門職員の養成を実施し、5学科で以下の卒業生を地域の関係機関等に送り出した。</p> | | （平成20年度実績） | （平成21年度実績） | （平成22年度実績） | 受講者数 | 259名 | 247名 | 249名 | | （平成20年度実績） | （平成21年度実績） | （平成22年度実績） | 受講者数 | 1,402名（25回開催） | 1,416名（25回開催） | 1,288名（21回開催） |
| | （平成20年度実績） | （平成21年度実績） | （平成22年度実績） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受講者数 | 259名 | 247名 | 249名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | （平成20年度実績） | （平成21年度実績） | （平成22年度実績） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受講者数 | 1,402名（25回開催） | 1,416名（25回開催） | 1,288名（21回開催） | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 | ち | よ | く | 状 | 況 |
|--------------------|--|-------|---|------------|------------|-----|---|---|
| | | | (平成20年度実績) | (平成21年度実績) | (平成22年度実績) | | | |
| | | | 言語聴覚学科 | 28名 | 31名 | 28名 | | |
| | | | 義肢装具学科 | 9名 | 8名 | 8名 | | |
| | | | 視覚障害学科 | 8名 | 3名 | 4名 | | |
| | | | 手話通訳学科 | 12名 | 12名 | 9名 | | |
| | | | リハビリテーション学科 | 2名 | 3名 | 2名 | | |
| 3. 生活環境 | | | | | | | | |
| 住宅、建築物のバリアフリー化の推進 | | | | | | | | |
| 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進 | 35 新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。 | 国土交通省 | 公営住宅については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 新規公営住宅 約16,000戸 約17,000戸 約16,000戸 (実績見込み) 公社住宅については平成7年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 新規公社賃貸住宅 約1,300戸 約1,500戸 1,400戸 (実績見込み) 都市再生機構賃貸住宅(平成16年6月までは公団賃貸住宅)については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 新規都市再生機構賃貸住宅 約3,000戸 約4,500戸 約3,200戸 | | | | | |
| 障害者等の利用に配慮した住宅ストック | 36 手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストック 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率 ・一定のバリアフリー化 29%〔15年度〕 75%〔27年度〕 ・うち、高度のバリアフリー化 6.7%〔15年度〕 25%〔27年度〕 | 国土交通省 | 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率 (平成20年) 36.9% (平成20年) 9.5% (総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計) | | | | | |
| | 37 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの形成を推進する。 ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの比率 10%〔15年度〕 25%〔27年度〕 | 国土交通省 | 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの比率 (平成20年) 16% (総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計) | | | | | |
| 建築物のバリアフリー化の推進 | 38 不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物(床面積が2,000平方メートル以上のもの)のバリアフリー化を推進する。 ・床面積2,000㎡以上の特別特定建築物のうち、バリアフリー化されたものの割合 37%〔17年〕 約50%〔22年〕 | 国土交通省 | 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物のうち、バリアフリー化されたものの割合 (平成20年度) (平成21年度)(平成22年度) 割合 46% 47% 48% | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 | ち | よ | く | 状 | 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|----------|---|---|---|---|----------|----------|----------|----------|--|--|----|-----|------|------|------|--|--|--|-------|-------|-------|-------|--|--|--|-----------------|-------|-------|-------|--|--|--|------------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 官庁施設のバリアフリー化の推進 | 39 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づいて、新営する国のすべての官庁施設を、移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備する。 | 国土交通省 | 新営する国のすべての官庁施設を移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> | | | | | | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | 割合 | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合 | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40 バリアフリー新法に基づいて、国の合同庁舎について、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備を実施する。 ・国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備が行われた施設の割合 7%〔19年度〕 50%〔24年度〕 | 国土交通省 | 国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>14%</td> <td>25%</td> <td>30%</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> | | | | | | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | 割合 | 14% | 25% | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合 | 14% | 25% | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41 窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000平方メートル以上のもの）等の改修を実施する。 ・窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設のうち、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000平方メートル以上のもの）等の改修を実施した割合 57%〔14年度〕 100%〔22年度〕 | 国土交通省 | 窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000平方メートル以上のもの）等の改修を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>89%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> | | | | | | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | 割合 | 89% | 90% | 90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合 | 89% | 90% | 90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方公共団体による公共施設等のバリアフリー化の推進 | 42 地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。 | 総務省 | <p>地域活性化事業債（いのちと生活を守る安心の確保）により地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化等（公共施設の段差解消、エレベーター設置など）に対して地方債措置を講じている。</p> <p>平成22年度実績：111事業</p> <p>地方公共団体が公共施設等に音声標識ガイドを設置する費用に対して特別交付税措置を講じている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅客施設のバリアフリー化の推進 | 43 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）の設置を推進する。 また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、バリアフリー化を可能な限り実施する。 | 国土交通省 | <p>一日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設のうち、それぞれの措置を講じているものの割合</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>段差の解消</td> <td>71.6%</td> <td>77.2%</td> <td>85.5%</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>視覚障害者誘導用ブロックの整備</td> <td>92.9%</td> <td>94.7%</td> <td>97.1%</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>障害者用トイレの設置</td> <td>66.5%</td> <td>75.1%</td> <td>83.2%</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> | | | | | | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | 割合 | | | | | | | 段差の解消 | 71.6% | 77.2% | 85.5% | | | | 視覚障害者誘導用ブロックの整備 | 92.9% | 94.7% | 97.1% | | | | 障害者用トイレの設置 | 66.5% | 75.1% | 83.2% | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 段差の解消 | 71.6% | 77.2% | 85.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの整備 | 92.9% | 94.7% | 97.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者用トイレの設置 | 66.5% | 75.1% | 83.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 | | | | | | | | |
|---|---|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルのうち、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）の設置が行われた割合100%〔22年〕 | | <p>一日あたりの平均利用者数が5,000人未満の鉄軌道駅については、交通、観光の拠点性が高く、地域の強い要望がある駅のバリアフリー化について、地方自治体との協調による助成措置を講じている。</p> | | | | | | | | |
| 車両等のバリアフリー化の推進 | <p>44 バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合 20%〔18年度〕 約50%〔22年〕 | 国土交通省 | <p>バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>41.3%</td> <td>45.7%</td> <td>49.5%</td> </tr> </table> | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 割合 | 41.3% | 45.7% | 49.5% |
| | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | |
| | 割合 | 41.3% | 45.7% | 49.5% | | | | | | | |
| | <p>45 低床化されたバス車両の導入を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 低床化されたバス車両の導入割合 33.1%〔18年度〕 100%〔27年〕 | 国土交通省 | <p>低床化されたバス車両の導入割合</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>41.7%</td> <td>45.8%</td> <td>49.4%</td> </tr> </table> | | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度) | 割合 | 41.7% | 45.8% | 49.4% |
| | | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度) | | | | | | | |
| | 割合 | 41.7% | 45.8% | 49.4% | | | | | | | |
| <p>46 ノンステップバスの導入を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンステップバスの導入割合 17.7%〔18年度〕 約30%〔22年〕 | 国土交通省 | <p>ノンステップバスの導入割合</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>23.0%</td> <td>25.8%</td> <td>27.9%</td> </tr> </table> | | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度) | 割合 | 23.0% | 25.8% | 27.9% | |
| | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度) | | | | | | | | |
| 割合 | 23.0% | 25.8% | 27.9% | | | | | | | | |
| <p>47 バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。</p> <p>バリアフリー化された旅客船の導入割合 11.5%〔18年度〕 約50%〔22年〕</p> | 国土交通省 | <p>バリアフリー化された旅客船の導入割合</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>16.4%</td> <td>18.0%</td> <td>18.1%</td> </tr> </table> | | (平成20年度末) | (平成21年度) | (平成22年度) | 割合 | 16.4% | 18.0% | 18.1% | |
| | (平成20年度末) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | |
| 割合 | 16.4% | 18.0% | 18.1% | | | | | | | | |
| <p>48 バリアフリー化された航空機の導入を推進する。</p> <p>バリアフリー化された航空機の導入割合 54.4%〔18年度〕 約65%〔22年〕</p> | 国土交通省 | <p>バリアフリー化された航空機の導入割合</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>64.3%</td> <td>70.2%</td> <td>81.4%</td> </tr> </table> | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 割合 | 64.3% | 70.2% | 81.4% | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | |
| 割合 | 64.3% | 70.2% | 81.4% | | | | | | | | |
| <p>49 福祉タクシーの導入を推進する。</p> <p>福祉タクシーの導入台数 9,651台〔18年度〕 約18,000台〔22年〕</p> | 国土交通省 | <p>福祉タクシーの導入台数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>10,742台</td> <td>11,165台</td> <td>12,256台</td> </tr> </table> | | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度末) | 台数 | 10,742台 | 11,165台 | 12,256台 | |
| | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度末) | | | | | | | | |
| 台数 | 10,742台 | 11,165台 | 12,256台 | | | | | | | | |
| 都市公園のバリアフリー化の推進 | <p>50 都市公園における園路及び広場、駐車場、便所等を始めとした公園施設のバリアフリー化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 園路及び広場の設置された都市公園のうち、園路及び広場がバリアフリー化されたものの割合 約40%〔18年度〕 約45%〔22年〕 | 国土交通省 | <p>都市公園における園路及び広場、駐車場、便所等を始めとした公園施設のバリアフリー化を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> 園路及び広場の設置された都市公園のうち、園路及び広場がバリアフリー化されたものの割合 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>45%</td> <td>46%</td> <td>47%</td> </tr> </table> | | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度末) | 割合 | 45% | 46% | 47% |
| | (平成20年度末) | (平成21年度末) | (平成22年度末) | | | | | | | | |
| 割合 | 45% | 46% | 47% | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 |
|---------------------------|--|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置された都市公園のうち、駐車場がバリアフリー化されたものの割合 約30%〔18年度〕 約35%〔22年〕 ・便所の設置された都市公園のうち、便所がバリアフリー化されたものの割合 約25%〔18年度〕 約30%〔22年〕 | | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置された都市公園のうち、駐車場がバリアフリー化されたものの割合 (平成20年度末) (平成21年度末) (平成22年度末) 割 合 36% 38% 39% ・便所の設置された都市公園のうち、便所がバリアフリー化されたものの割合 (平成20年度末) (平成21年度末) (平成22年度末) 割 合 29% 31% 32% |
| 路外駐車場のバリアフリー化の推進 | <p>51 特定路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収する路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いたもの）のバリアフリー化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定路外駐車場のうち、バリアフリー化されたものの割合 28%〔18年度〕 約40%〔22年〕 | 国土交通省 | <p>特定路外駐車場のうち、バリアフリー化されたものの割合 (平成20年度末) (平成21年度末) (平成22年度末) 割 合 37% 41% 45%</p> |
| 歩行空間のバリアフリー化の推進 | <p>52 原則として、バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、バリアフリー化を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー化されたものの割合 44%〔18年度〕 100%〔22年〕 | 国土交通省 | <p>特定道路におけるバリアフリー化された割合 (平成20年度末) (平成21年度末) (平成22年度末) 割 合 60% 67% 74%</p> |
| 高速道路等のサービスエリア等のバリアフリー化の推進 | <p>53 今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、高齢者、障害者等に対応した便所、駐車スペースの整備を推進する。</p> | 国土交通省 | <p>新設されたサービスエリア、パーキングエリア及び道の駅における身体障害者用便所及び身体障害者用駐車スペースが設置された割合 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) サービスエリア 100% (新設数 0) 100% (新設数 0) 100% (新設数 0) パーキングエリア 100% (新設数 8) 100% (新設数 4) 100% (新設数 2) 道の駅 100% (新設数32) 100% (新設数36) 100% (新設数34)</p> |
| 河川利用の拠点施設のバリアフリー化の推進 | <p>54 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。</p> | 国土交通省 | <p>直轄河川において整備されてきた「水辺プラザ」については、平成21年度より「かわまちづくり支援制度」として、ソフト的支援も併せ発展的に統合した。水辺拠点において、河川利用上の安全・安心に資する堤防・護岸の緩傾斜化等を推進。</p> |
| 港湾緑地のバリアフリー化の推進 | <p>55 人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、高齢者、障害者等に対応した便所、駐車スペース等を整備する。</p> | 国土交通省 | <p>平成22年度に整備した新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、高齢者、障害者等に対する便所、駐車スペース等を整備している。</p> |
| 国立公園のバリアフリー化の推進 | <p>56 国立公園の主要な利用拠点において、直轄で整備する施設のバリアフリー化を推進する。</p> | 環境省 | <p>国立公園の主要な利用拠点におけるビジターセンター、園路、トイレ等の直轄施設について、バリアフリー化を推進 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 27事業実施 23事業実施 28事業実施</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|------------------------|--|-------|---|
| 森林総合利用施設のバリアフリー化の推進 | 57 バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。 | 農林水産省 | すべての利用者を想定した「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえ、森林・施設の整備を図る場合の参考となる技術指針を策定し、これを普及している。 |
| ソフト施策の推進 | 58 身体的状況、年齢、言語等を問わず、「いつでも、どこでも、だれでも」移動等に関する情報を入手することを可能にする自律支援施策を推進する。 | 国土交通省 | <p>これまでの検討や実証実験の結果を踏まえ、定常的な自律移動支援サービスを行うための基本的なルールを「自律移動支援システムに関する技術仕様（案）」としてまとめた。また、今後の目指すべき方向性について提言をまとめた。誰もが移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することを目的に、ICT(情報通信技術)等を活用した高齢者や障がい者等の移動制約者に対する歩行者移動支援サービスの普及・展開や高度化に向けた環境整備を推進。</p> <p>また、全国的課題の解決に資するもの、あるいは多くの地域に共通する課題の解決に資するものについて支援をし、成果を全国的に水平展開することにより歩行者移動支援サービスの普及・展開を図るモビリティサポートモデル事業を実施（平成22年度：全国7箇所で開催）。</p> |
| | 59 バリアフリー情報提供システム「らくらくおでかけネット」等を通じてバリアフリー情報の統一的な提供を促進するとともに、バリアフリー教室の実施等により、国民の「心のバリアフリー」に対する理解の浸透に努める。 | 国土交通省 | <p>交通エコロジー・モビリティ財団のホームページにて、車椅子での利用のしやすさ、トイレ情報等を提供するとともに、駅毎の福祉輸送サービス情報、ハンドル形電動車椅子が利用可能な駅の情報も加えた「らくらくおでかけネット」を公開。</p> <p>バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験が出来るバリアフリー教室を開催。</p> |
| 安全な交通の確保 | | | |
| バリアフリー対応型信号機等の整備の促進 | 60 原則として、バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を整備する。 ・重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー対応型信号機等が整備された割合 100%〔22年〕 | 警察庁 | <p>バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進。</p> <p>・重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー対応型信号機等が整備された割合 (平成21年度末) (平成22年度末) 約92% 約96%</p> |
| 運転免許取得希望者等に対する利便の向上 | | | |
| 持ち込み車両等による障害者等に配慮した教習等 | 61 指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。 | 警察庁 | 平成21年8月12日付け警察庁内運発第38号警察庁交通局長通達「指定自動車教習所業務指導の標準について」等に基づき、引き続き指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習について指導。 |
| | 62 持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。 | 警察庁 | <p>平成19年4月23日付け警察庁内運発第11号警察庁交通局長通達「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について」等に基づき、引き続き持ち込み車両等による技能試験を推進。</p> <p>運転免許試験問題用紙の作成に当たり問題の全ての漢字に振り仮名をつけること等の配慮をするよう、都道府県警察を指導。</p> |
| | 63 免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。 | 警察庁 | 全国の運転免許試験場等に適性相談窓口を平成13年8月に設置するなど、プライバシーの保護及び障害者等の免許取得に関するアドバイスを実施。また、平成14年12月から運転適性相談窓口一覧表をインターネット上で公開。 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちよく 状 況 |
|--------------------|--|-------|--|
| 聴覚障害者に配慮した免許制度の推進 | 64 健聴者と同じ適性試験の合格基準に達しない聴覚障害者が、ワイドミラー等を条件として普通自動車免許を取得することができる制度の導入を推進し、その場合における免許試験・講習等の態勢の充実を図る。 | 警察庁 | 「道路交通法の一部を改正する法律」(平成19年法律第90号)により、適性試験の聴力に関する合格基準に達しない聴覚障害者について、聴覚障害者標識を表示し、ワイドミラーを装着することを条件に普通自動車免許の取得が可能となった(平成20年6月1日施行)。平成20年5月21日付け警察庁丁運発第45号、丁交企発第129号、丁交指発第70号警察庁交通局運転免許課長、交通企画課長、交通指導課長連名通達「聴覚障害者の運転免許の取得等に伴う留意事項について」等に基づき、手話通訳ができる職員の配置や適性相談窓口の体制の充実、振り仮名つき教材・字幕入り教習用ビデオの活用等に努めるよう、都道府県警察を指導。 |
| 防災、防犯対策の推進 | | | |
| 防災対策の推進 | 65 障害者等災害時要援護者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。 | 農林水産省 | 社会福祉施設等災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険地区等に係る治山事業を計画的に実施。 |
| | 66 砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害時要援護者が24時間入院・入居している施設を重点的に保全する。 | 国土交通省 | 平成20年度より24時間災害時要援護者が滞在する施設のうち、土砂災害のおそれのある施設について、ハード・ソフト双方の観点から対策を推進。 |
| | 67 行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。 | 総務省 | 全国火災予防運動(3/1~3/7及び11/9~11/15に実施)において、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等との連携・協力を図り、高齢者や障害者等が居住する住宅の把握及び訪問診断の実施を行うとともにパンフレットやホームページ等を利用した防火安全対策を推進。 光などで火災を知らせる聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を対象者に無償給付する事業を平成23年度から24年度にかけて実施。 災害に強い安心安全なまちづくりを推進するため、「防災基盤整備事業」等により、地方公共団体による同報系防災行政無線等の整備を支援し、障害者に係る火災予防体制を強化。 携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システム」について、「防災基盤整備事業」等により、導入促進を図る。 (平成23年4月1日現在)474の消防本部で導入済(導入率59.4%) |
| 災害時の支援体制等の整備 | 69 自主防災組織による支援体制を整備する。 | 総務省 | 自主防災組織による支援体制整備の促進に資するため、「自主防災組織の手引き」の改訂にあたり、災害時要援護者対策の項の記述の充実を図るとともに、事例集に災害時要援護者対策の先進事例3例を掲載。 |
| | 70 最新の通信技術を踏まえつつ、平成24年度までに災害時の住民への情報伝達のあり方についてまとめる | 総務省 | 障害者を始めとする要援護者の避難対策を促進するため、「災害時要援護者の避難対策事例集」を作成し、その中で自主防災組織の先進的な取組事例についても紹介。 |
| | 71 国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。 | 内閣府 | 平成20年2月に全体計画のモデル計画を示すとともに、平成20年11月に、内閣府、総務省消防庁、厚生労働省、国土交通省の4省庁で、全国8箇所(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)において、市町村の担当者を対象とした全国キャラバンを開催し、市町村における避難支援プランの全体計画などの策定の促進を図った。 |
| 障害者の消費トラブル等の防止 | 72 消費者基本計画(平成17~21年度)を踏まえ、障害者の消費トラブルの防止に向けて、国民生活センターから、消費生活相談の現場で把握された警戒を要すると思われる悪質商法や製品事故に関する情報を始め防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を、障害者やその家族、日ごろから障害者に接している周りの方々へ迅速に届ける総合的ネットワークを作ることにより、地域の見守り力を高める動きを支援する。 | 消費者庁 | 平成22年度は、障害者やその家族向けに防犯・防災情報を含め、消費者被害の未然防止に関する注意情報をメールマガジンで26本配信した。また、メールマガジン等の情報を活用したリーフレットを作成し、民生委員や介護関係者に配信し情報提供を行った。 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちよく 状 況 |
|--------------------------------------|--|-------|--|
| 防犯・安全ネットワークの充実 | 73 FAXによる緊急通報受理（FAX110番）、Eメールによる緊急通報受理（メール110番）の利用状況を勘案しつつ、運用の在り方を検討する。 | 警察庁 | FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）及びEメールによる緊急通報の受理（メール110番）を全都道府県警察において導入。 |
| | 74 FAXにより警察署と障害者などが情報交換を行うFAXネットワーク等、地域における防犯ネットワークの利用状況を勘案しつつ、運用の在り方を検討する。 | 警察庁 | FAXにより警察署等と障害者などが情報交換を行うFAXネットワークを都道府県警察で構築しているほか、電子メール、ウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用した多様な手段による情報提供を行うことにより、地域における防犯ネットワークの充実を図っている。 |
| 交番における障害者等の利用に配慮した施策の推進 | 75 交番における障害者等の利用に配慮した施策を引き続き推進する。 | 警察庁 | 障害者等の接遇のため、協力団体の支援のもと「警察版コミュニケーション支援ボード」を制作し、全国警察の交番等に配布普及（平成20年10月配布完了）。 |
| 防犯性能の高い建物部品の普及促進 | 76 住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品の掲載している「防犯性能の高い建物部品目録」の公表及び普及を図る。 | 警察庁 | 平成16年3月、住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品15種類約2,300品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表。平成23年3月末現在、17種類3,162品目を掲載。 |
| 4 教育・育成 | | | |
| 一貫した相談支援体制の整備 | | | |
| 個別の支援計画の策定・活用の推進 | 77 教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。 ・個別の教育支援計画策定率 小・中学校 20%〔18年〕 50%〔24年〕 | 文部科学省 | 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～） 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～） 「特別支援教育総合推進事業」（平成20～21年度は「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」。以下同じ。）を全国の都道府県等を対象に実施し、障害のある幼児児童生徒に対し、教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため「個別の教育支援計画」の作成を推進。 【個別の教育支援計画作成率】 ・小・中学校（公立） 52.3%〔20年〕 58.6%〔21年〕 64.0%〔22年〕 |
| 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備 | 78 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援のため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備する。特に幼稚園、高等学校を重点的に整備する。 校内委員会の設置 ・幼稚園（公立） 32.7%〔18年〕 70%〔24年〕 ・高等学校（公立） 25.2%〔18年〕 70%〔24年〕 特別支援教育コーディネーターの指名 ・幼稚園（公立） 29.4%〔18年〕 70%〔24年〕 ・高等学校（公立） 18.5%〔18年〕 70%〔24年〕 | 文部科学省 | 「特別支援教育総合推進事業」を全国の都道府県等を対象に実施し、障害のある幼児児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備を推進。 【校内委員会の設置】 ・幼稚園（公立） 70.9%〔20年〕 78.0%〔21年〕 82.0%〔22年〕 ・高等学校（公立） 89.5%〔20年〕 95.7%〔21年〕 96.9%〔22年〕 【特別支援教育コーディネーターの指名】 ・幼稚園（公立） 74.4%〔20年〕 82.7%〔21年〕 88.7%〔22年〕 ・高等学校（公立） 87.5%〔20年〕 93.0%〔21年〕 96.7%〔22年〕 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|--|--|-------|--|
| 専門機関の機能の充実と多様化 | | | |
| 特別支援学校の小・中学校等に対する支援の推進 | 79 幼稚園・小学校・中学校及び高等学校等の教員への支援、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連絡・調整等、特別支援学校の小・中学校等に対する支援を推進する。 | 文部科学省 | 「特別支援教育総合推進事業」を全国の都道府県等を対象に実施し、管理職・教員・支援員等に対する研修、特別支援学校のセンター的機能にかかる経費の措置などにより、小・中学校等に対する支援を推進。 |
| 指導力の向上と研究の推進 | | | |
| 特別支援学校教諭免許保有率の向上 | 80 特別支援学校において、教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図る。 特別支援学校教諭免許保有率向上を中期計画（5年以内）等に位置付ける都道府県の割合 32都道府県〔18年度〕 全都道府県〔24年〕 | 文部科学省 | 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施し、情報提供を通じ、各都道府県の免許状保有率向上を促している。 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業において、免許法認定講習・認定公開講座の開設を促進。（平成18年度～） ・特別支援学校教諭免許保有率向上を中期計画（5年以内）等に位置付ける都道府県の割合 （平成20年度） （平成21年度） （平成22年度） 32都道府県 32都道府県 32都道府県 |
| 特別支援教育に関する教員研修の促進 | 81 特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図る。各種指導者養成研修など、都道府県の指導者に対する研修を推進する。 | 文部科学省 | 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業を実施。（平成18年度～） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県において特別支援教育に関して指導的立場にある教員等を対象に、各種の専門的な研修を実施。 |
| 障害に関する外部専門家の学校における活用 | 82 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対し適切な支援を行うため、専門的知識・経験を有する外部専門家が教員に適切な指導・助言を行えるよう、外部専門家の活用を促進する。 | 文部科学省 | P T、O T、S T等の外部専門家を活用した指導方法等の改善等に関する実践研究事業を実施し、特別支援学校と外部専門家が協力して、指導方法の改善について実践研究を行っている。（平成21年度まで） 特別支援教育総合推進事業において、医師や大学教員など外部専門家の活用を促している。（平成20年度～） |
| 国立特別支援教育総合研究所における教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供 | 83 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。 | 文部科学省 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、重要である課題や喫緊の課題を重点推進研究として、以下の研究を実施。 ・特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究 ・特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究 ・特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実際 ・発達障害のある子どもへの教科教育における支援の在り方に関する実際研究 平成20年度より、同研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者や保護者、一般国民に対し、インターネットを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。さらに、平成22年度に、同センターのWebサイトのリニューアルを行い、内容の更なる充実と分かりやすさの向上を図った。 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちよく 状 況 |
|---|--|--------------------|---|
| 社会的及び職業的自立の促進 | | | |
| 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓 | 84 特別支援学校卒業後の職業的自立を推進するため、特別支援学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を図る。 | 文部科学省 厚生労働省 | <p>学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携の下、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、特別支援学校とハローワークが連携して新たな職域を拡大することなどを行う、職業自立を推進するための実践研究事業を実施した。(平成20年度まで)</p> <p>障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施しているところ。</p> |
| 障害者の職業自立に対する理解啓発の促進 | 85 障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図る。 | 文部科学省 | <p>職業自立を推進するための実践研究事業において、障害のある生徒やその保護者等に対して、一般就労に向けての理解促進の取組を充実。(平成20年度まで)</p> <p>教育委員会や学校長を対象とした各種会議において、関係機関と連携した一般就労の取組を一層充実するよう求めている。</p> <p>保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々を対象とした特別支援教育全国フォーラムを開催し、障害のある子どもの職業的自立についての理解を促進。(平成20年度まで)</p> <p>障害のある児童生徒の保護者、学校教育関係者、関係団体の人々が特別支援教育に係わる最新の全国的な状況や取組について協議を実施する「全国特別支援教育振興協議会」において、就労支援に関する課題について情報交換。</p> |
| 特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施 | 86 卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、就労に向けた切れ目のない支援を実施する。 | 文部科学省 厚生労働省 | <p>特別支援学校卒業後、直ちに就職が難しいと考えられる就職未内定者に対して、公共職業訓練の受講を積極的に促し、就労に必要とされる知識・技能等を付与するため、各都道府県の職業能力開発主管部と各都道府県教育委員会等が連携を強化するよう、文部科学省と厚生労働省との連名通知を发出。(平成20年度)</p> <p>「特別支援学校と連携した早期委託訓練モデル事業」を実施し、卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、教育から就労に向けた切れ目のない支援を推進。(平成20年度～)</p> |
| 障害学生の支援の充実 | 87 独立行政法人日本学生支援機構が行う「障害学生修学支援ネットワーク」(全国の大学や関係機関がネットワークを作り、障害学生修学支援制度の整備を目指す。)等の事業を推進することにより、障害のある学生が学びやすい環境をつくる。 | 文部科学省 | <p>日本学生支援機構において、大学等における障害のある学生に対する支援環境の整備・充実を図る取組を進めていくため、先進的な取組を進めている札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学を「拠点校」として、全国の大学等の障害学生修学支援担当者からの相談に応じる等の事業を行うとともに、障害者施策の専門的な研究機関である独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波技術大学及び国立障害者リハビリテーションセンターが「協力機関」として、この事業をサポートしている。</p> |
| | 88 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」において採択されたプログラム(障害学生支援関係を含む。)について、財政支援を行うとともに、今後、広く社会に情報提供することで、各大学等における学生支援機能の充実を図る。 | 文部科学省 | <p>学生の人間力を高め人間性豊かな社会人を育成するため、各大学等における、入学から卒業までを通じた組織的かつ総合的な学生支援のプログラムのうち、学生の視点に立った独自の工夫や努力により特段の効果が期待される取組を含む優れたプログラムへの支援として予算措置し、選定した取組への継続支援を行った。また、「大学教育改革プログラム合同フォーラム」(H23.1)等において、選定校による事例紹介を行うなど広く情報提供を行った。</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-------------------------------|---|-------|--|
| | 89 大学入試に関し、障害者の受験機会等を確保する観点から、障害の種類に応じた配慮（試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、介助者の付与等）を行うことを各大学に要請する。 | 文部科学省 | 従来から各国公私立大学等に対し、大学入学者選抜実施要項や各種会議を通じて、障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学を促す観点から、受験の機会を確保するよう障害の種類・程度に応じ、点字による出題、試験時間、試験場の整備等障害のある人に対する受験上の特別な措置をとることなどの配慮を求めている。 それらの趣旨を踏まえ、大学入試センター試験や各大学の個別試験においては、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答などの特別な措置を講じている。なお、大学入試センター試験においても、平成23年度試験から発達障害のある受験生に配慮した受験を開始することが決定した。 |
| 放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作 | 90 聴覚障害のある学生等からの要望を受け、希望の多いテレビ番組について字幕を制作し、字幕付番組として放送する。 | 文部科学省 | 放送大学において、字幕付と授業54科目を放送した（平成22年度第2学期）。 |
| 施設のバリアフリー化の促進 | | | |
| 特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知 | 91 特別支援教育に係る施設の計画的な整備のため、特別支援学校や小・中学校等の具体的な整備計画の事例を取りまとめ、各都道府県等への周知を図る。 | 文部科学省 | 特別支援学校や小・中学校等の施設整備事例を紹介した「特別支援教育推進のための学校づくりを目指して～特別支援教育を推進するための施設整備事例集～」を平成20年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 上記事例集について、研修会等を通じて普及啓発活動を実施。 |
| 5 雇用・就業 | | | |
| 障害者の雇用の場の拡大 | | | |
| | 92 障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るため、障害者雇用率制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。このため個別の企業への雇用率達成指導を厳格に実施するとともに、障害者の雇用管理に関する専門的支援を充実する等、特に中小企業への働きかけを強化する。 また、障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。 雇用障害者数 64万人〔25年度〕 | 厚生労働省 | 障害者雇用納付金制度の対象事業主を常用労働者100人超の事業主に段階的に拡大すること、障害者雇用義務制度における事業協同組合等算定特例の創設等を内容とする改正障害者雇用促進法が成立（平成20年12月）。 障害者雇用の経験が少ない中小企業において、初めて身体・知的・精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給する障害者初回雇用奨励金を創設。（平成20年～） 平成22年7月より、除外率設定機関及び除外率設定業種に設定されている除外率について一律10%の引下げを実施。 平成22年6月1日現在における雇用率未達成の企業（38,088企業）に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等による指導を実施。 実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成22年度においては雇入れ計画作成命令302件、適正実施勧告141件、特別指導90件、企業名の公表6件を実施。 就労移行支援事業及び就労継続支援事業については、全都道府県において事業が実施されており、一般就労への移行促進を支援している。 〔20年度実績〕〔21年度実績〕〔22年度実績〕 ・一般就労への年間移行者数 3,000人 3,293人 4,403人 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等</p> | <p>93 各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。</p> <p>チャレンジ雇用の推進 全府省で実施〔20年度〕</p> | <p>総務省</p> <p>各府省において実施するチャレンジ雇用を支援するため、各府省のチャレンジ雇用の実施状況等の調査研究を実施した。(平成20年度)</p> <p>「障害者施策推進課長会議」において「公務部門における障害者雇用マニュアル」を作成、配布した。(平成20年度)</p> <p>本府省等において「公務部門における精神障害者の職場体験実習」を実施している。(平成20年度～)</p> <p>「公務部門における障害者雇用推進に関する地方別説明会」を地方8ブロックにおいて開催した。(平成21年度)</p> <p>地方8ブロックにおいて「地方機関における知的障害者の職場体験実習」を実施するとともに、当該実習の成果等を踏まえて「公務部門における障害者雇用推進に関する地方別実務研究会」を各ブロックにおいて開催した。(平成22年度)</p> <p>なお、総務省においては「チャレンジ雇用」として、20年10月より1名採用。(平成20年度)</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省における実施状況：199人(平成23年3月1日現在)</p> <p>全省庁</p> <p>平成21年度から22年度当初まで、「チャレンジ雇用」として8名(後に7名)を雇用。また、「公務部門における障害者雇用マニュアル」を関係部局に配布し、「チャレンジ雇用」に関する理解の促進を図っている。【内閣府】(人事課)</p> <p>平成20年度より知的障害者1名を雇用しており、平成22年度についても、引き続き知的障害者を1名雇用継続している。【警察庁】</p> <p>平成20年5月より1名採用【金融庁】</p> <p>「チャレンジ雇用」として平成20年度から1名、平成22年度から2名を雇用している。【法務省】</p> <p>平成21年3月に採用した精神障害者1名の継続雇用に加え、平成23年2月から新たに知的障害者1名を採用【財務省】</p> <p>平成20年度より知的障害者1名を雇用し、平成22年度からも知的障害者1名を雇用している。【文部科学省】</p> <p>平成20年度より知的障害者1名を雇用している。【農林水産省】</p> <p>平成21年度より知的障害者1名を雇用している。【経済産業省】</p> <p>平成22年度より知的障害者2名を雇用している。【環境省】</p> <p>平成20年度より知的障害者1名、平成22年度より知的障害者2名を雇用している。【防衛省】</p> <p>平成21年度より知的障害者1名を雇用している。【外務省】</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--|-------------|----------|----------|----------|-------------------------|----------|---------|---------|-----------------------|-------|-------|-------|--|---------|---------|---------|--------------|-------|-------|-------|--|---------|---------|---------|-------------------|-------|-------|-------|--|---------|---------|---------|
| <p>公的機関における障害者雇用の一層の促進</p> <p>94 国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。</p> <p>公的機関の障害者雇用率</p> <p>すべての公的機関で障害者雇用率達成〔24年度〕</p> | 厚生労働省 全省庁 | <p>平成22年6月1日現在、国の機関(法定雇用率2.1%)は39機関中38機関、都道府県の機関(法定雇用率2.1%)は156機関中148機関が達成、市町村の機関(法定雇用率2.1%)は2,372機関中2,448機関が達成、法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会は130機関中79機関が達成。</p> <p>公的機関における障害者雇用率(上段)、達成機関の割合(下段()内) []内は法定雇用率 (平成20年6月1日)(平成21年6月1日) (平成22年6月1日)</p> <table border="1"> <tr> <td>国の機関〔2.1%〕</td> <td>2.18%</td> <td>2.17%</td> <td>2.29%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(100.0%)</td> <td>(97.4%)</td> <td>(97.4%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県の機関〔2.1%〕</td> <td>2.44%</td> <td>2.48%</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(95.0%)</td> <td>(96.9%)</td> <td>(94.9%)</td> </tr> <tr> <td>市町村の機関〔2.1%〕</td> <td>2.33%</td> <td>2.37%</td> <td>2.40%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(83.9%)</td> <td>(87.7%)</td> <td>(88.4%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県等の教育委員会〔2.0%〕</td> <td>1.62%</td> <td>1.72%</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(55.3%)</td> <td>(54.3%)</td> <td>(60.8%)</td> </tr> </table> <p>厚生労働省 平成22年10月に、障害者採用計画の実施状況が不適正であった都道府県教育委員会22機関に対し、厚生労働大臣による適正実施勧告を发出。</p> | 国の機関〔2.1%〕 | 2.18% | 2.17% | 2.29% | | (100.0%) | (97.4%) | (97.4%) | 都道府県の機関〔2.1%〕 | 2.44% | 2.48% | 2.50% | | (95.0%) | (96.9%) | (94.9%) | 市町村の機関〔2.1%〕 | 2.33% | 2.37% | 2.40% | | (83.9%) | (87.7%) | (88.4%) | 都道府県等の教育委員会〔2.0%〕 | 1.62% | 1.72% | 1.78% | | (55.3%) | (54.3%) | (60.8%) |
| 国の機関〔2.1%〕 | 2.18% | 2.17% | 2.29% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (100.0%) | (97.4%) | (97.4%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県の機関〔2.1%〕 | 2.44% | 2.48% | 2.50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (95.0%) | (96.9%) | (94.9%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村の機関〔2.1%〕 | 2.33% | 2.37% | 2.40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (83.9%) | (87.7%) | (88.4%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県等の教育委員会〔2.0%〕 | 1.62% | 1.72% | 1.78% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (55.3%) | (54.3%) | (60.8%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>精神障害者、発達障害者等の雇用促進</p> <p>95 精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る。 また発達障害者等について、調査研究や支援のための技法開発を進め企業等の理解の促進等を行うことにより雇用の促進を図る。</p> <p>精神障害者の雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 0.4万人〔19年〕 1.5万人〔25年〕 ・精神障害者ステップアップ雇用 常用雇用移行率 60%〔24年度〕 | 厚生労働省 | <p>精神障害者の常用雇用への移行を図るため、精神障害者ステップアップ雇用奨励金を創設。(20年度～) 平成22年10月からは、発達障害者にも対象を拡大。</p> <p>精神障害者の雇用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数</td> <td>0.6万人</td> <td>0.8万人</td> <td>1万人</td> </tr> <tr> <td>精神障害者ステップアップ雇用常用雇用移行率</td> <td>21%</td> <td>45.5%</td> <td>45.2%</td> </tr> </table> <p>発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者雇用開発助成金を創設。(21年度～)</p> <p>障害者職業総合センターにおいて、発達障害者に対する専門的な支援技法として「発達障害者のワークシステム・サポートプログラム」を開発し、平成22年度においては、10カ所の地域障害者職業センターで試行的に実施。</p> | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 | 0.6万人 | 0.8万人 | 1万人 | 精神障害者ステップアップ雇用常用雇用移行率 | 21% | 45.5% | 45.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 | 0.6万人 | 0.8万人 | 1万人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害者ステップアップ雇用常用雇用移行率 | 21% | 45.5% | 45.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔障害者の能力や特性に応じた働き方の支援〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>障害者の在宅就業の促進</p> <p>96 多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、在宅就業団体の登録数を増やす。</p> <p>在宅就業支援団体登録数 16団体〔19年〕 100団体〔24年度〕</p> | 厚生労働省 | <p>在宅就業支援団体登録数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>登録数</td> <td>18団体</td> <td>17団体</td> <td>17団体</td> </tr> </table> | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 登録数 | 18団体 | 17団体 | 17団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録数 | 18団体 | 17団体 | 17団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>短時間労働による障害者雇用の促進</p> <p>97 障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働に対応した障害者雇用促進法制の整備等により、障害者の雇用機会の拡大を図る。</p> | 厚生労働省 | <p>障害者雇用義務制度の対象に短時間労働者を加えること等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行(平成22年7月)。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>農業法人等への障害者雇用の推進</p> <p>98 農業法人等における障害者雇用を推進するため、農業法人等に障害雇用のノウハウ及び関連情報等の提供を行う。 また、農業分野におけるトライアル雇用を推進するため、農業法人に 関連制度等の情報を提供する。</p> | 農林水産省 | <p>農業者に障害者就労の先進事例や就労マニュアル等の普及啓発を行うとともに、障害者支援のための研修会を開催。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 | ち | よ | く | 状 | 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|----------|---|---|---|---|---|---|--|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|----------------------------------|----------|----------|------------|----------|---------|---------|---------|------|--------|--------|---------|-----|-----|-----|-------|
| 総合的支援施策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハローワークを中心とした「チーム支援」の実・強化等 | 99 ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。 ハローワークを通じた障害者の就職件数 24万件〔20～24年度の累計〕 | 厚生労働省 | <p>ハローワークを中心とした「チーム支援」については、平成22年度は16,923人に対し支援を行い、平成22年度は8,639人の就職を実現。</p> <p>ハローワークを通じた障害者の就職件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職件数</td> <td>44,463件</td> <td>45,257件</td> <td>52,931件</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 就職件数 | 44,463件 | 45,257件 | 52,931件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職件数 | 44,463件 | 45,257件 | 52,931件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者職業センターにおける専門的支援の推進 | 100 障害者職業総合センターにおいて、発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずに来た障害者への新たな支援技法の開発を行い、普及を図る。また、地域障害者職業センターにおいては、どの地域においても、比較的軽度な障害者を含め、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとした上で、就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援に重点化する。併せて、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労支援機関に対する助言・援助を積極的に行い、地域の就労支援力の底上げを図る。 地域障害者職業センター ・支援対象者数 12.5万人〔20～24年度の累計〕 ・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業における支援終了後定着率 80%以上〔24年度〕 | 厚生労働省 | <p>障害者職業総合センターにおいて、発達障害者に対する専門的な支援技法として「発達障害者のワークシステム・サポートプログラム」を開発し、平成22年度においては、10カ所の地域障害者職業センターで試行的に実施。</p> <p>地域障害者職業センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・支援対象者数</td> <td>27,435人</td> <td>28,428人</td> <td>29,864人</td> </tr> <tr> <td>・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業における支援終了後定着率</td> <td>84.5%</td> <td>84.8%</td> <td>87.6%</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | ・支援対象者数 | 27,435人 | 28,428人 | 29,864人 | ・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業における支援終了後定着率 | 84.5% | 84.8% | 87.6% | | | | | | | | | | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・支援対象者数 | 27,435人 | 28,428人 | 29,864人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業における支援終了後定着率 | 84.5% | 84.8% | 87.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実 | 101 障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。 障害者就業・生活支援センター ・設置数 135〔19年〕 全障害保健福祉圏域に設置〔23年〕 ・利用者の就職件数 9,000件〔24年度〕 ・就職率 50%以上〔24年度〕 | 厚生労働省 | <p>障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>206か所</td> <td>247か所</td> <td>272か所</td> </tr> <tr> <td>相談・支援件数</td> <td>739,619件</td> <td>915,732件</td> <td>1,047,016件</td> </tr> <tr> <td>（支援対象者数）</td> <td>46,492人</td> <td>61,981人</td> <td>78,063人</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>6,234件</td> <td>7,961件</td> <td>10,266件</td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>51%</td> <td>50%</td> <td>56.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害者就業・生活支援センターの設立を促進するため、設立に係る準備を行った場合に、準備に要した費用の一部を助成する「障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」事業を実施。（平成22年度～）</p> | | | | | | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 設置数 | 206か所 | 247か所 | 272か所 | 相談・支援件数 | 739,619件 | 915,732件 | 1,047,016件 | （支援対象者数） | 46,492人 | 61,981人 | 78,063人 | 就職件数 | 6,234件 | 7,961件 | 10,266件 | 就職率 | 51% | 50% | 56.5% |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置数 | 206か所 | 247か所 | 272か所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相談・支援件数 | 739,619件 | 915,732件 | 1,047,016件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （支援対象者数） | 46,492人 | 61,981人 | 78,063人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職件数 | 6,234件 | 7,961件 | 10,266件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職率 | 51% | 50% | 56.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の推進 | 102 職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進する。 | 厚生労働省 | <p>障害者の職場への適応を円滑にするため、障害者が働く職場に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、障害者、事業主、当該障害者の家族に対して、職場適応に向けたきめ細やかな支援を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 | ち | よ | く | 状 | 況 |
|--|---|---------------------------|--|---|---|---|---|---|
| | <p>ジョブコーチ養成数 1,500人〔18年度〕 5,000人〔23年度〕</p> <p>ジョブコーチ支援 支援終了後の定着率 80%以上〔24年度〕</p> | | <p>ジョブコーチ養成数 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 養成数 2,576人 3,239人 3,878人</p> <p>ジョブコーチ支援終了後の定着率 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 定着率 84.5% 84.8% 87.6%</p> | | | | | |
| 中途障害者等の雇用継続のための支援 | <p>103 在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る</p> <p>精神障害者総合雇用支援 支援終了後の復職・雇用継続率 75%〔24年度〕</p> | 厚生労働省 | <p>精神障害者総合雇用支援 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 支援終了後の復職・雇用継続率 80.2% 80.8% 82.0%</p> | | | | | |
| 関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進 | <p>104 障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。</p> | <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> | <p>高等学校学習指導要領において、障害のある生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(平成20年度～)</p> <p>特別支援学校高等部学習指導要領において、すべての生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。(平成20年度～)</p> <p>「特別支援教育総合推進事業」を全国の都道府県等を対象に実施し、教育・福祉・医療・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や個別の教育支援計画の作成を推進。</p> <p>福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。</p> <p>障害者雇用に関する円滑・効果的な連携のための連絡・調整や、障害者の就職の促進及び社会復帰の促進に関する諸対策の協議等のため、都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会を、また、公共職業安定所を中心に地域における教育、福祉、医療機関等からなる障害者雇用連絡会議を開催。</p> | | | | | |
| 〔一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化〕 | | | | | | | | |
| | <p>105 事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用に移行するための短期間の試行雇用(トライアル雇用)を推進する。</p> <p>トライアル雇用 対象者の常用雇用移行率 80%以上〔24年度〕</p> | 厚生労働省 | <p>トライアル雇用の実施状況 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 実施人数 8,321人 8,545人 10,650人 終了者 7,720人 7,198人 9,520人 (うち常用雇用移行者) 6,436人 6,066人 8,228人 常用雇用移行率 83.4% 84.3% 86.4%</p> | | | | | |
| 福祉施設から一般就労への移行の促進 | <p>106 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の計画的整備を行う。</p> | 厚生労働省 | <p>就労移行支援事業及び就労継続支援事業については、全都道府県において事業が実施されており、一般就労への移行促進を支援している。</p> | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 | ち | よ | く | 状 | 況 |
|---|---|-----------------------|---|---|---|---|---|--|
| | <p>一般就労への年間移行者数 0.2万人〔17年度〕 0.9万人〔23年度〕</p> <p>就労移行支援の利用者数 29.2万人日分〔19年度〕 72万人日分〔23年度〕</p> <p>就労継続支援の利用者数 83.1万人日分〔19年度〕 277万人日分〔23年度〕</p> <p>「就労移行支援の利用者数」及び「就労継続支援の利用者数」は、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量（1月当たり）の合計値である。</p> <p>107 また、職場実習など施設外での就労に協力可能な農業法人等の情報を提供する。</p> | 農林水産省 | | | | | | <p>〔20年度実績〕〔21年度実績〕〔22年度実績〕</p> <p>・一般就労への年間移行者数 3,000人 3,293人 4,403人</p> <p>・就労移行支援の利用者数 29.8万人日分 36.5万人日分 36.7万人日分</p> <p>・就労継続支援の利用者数 103.1万人日分 159.0万人日分 204.0万人日分</p> <p>福祉関係者や農業関係者等を対象にした障害者就労推進研修会等において、農業法人等による施設外就労の情報を関係機関に提供している。</p> |
| 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ | <p>108 平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。</p> <p>授産施設等の平均工賃月額 12,222円〔18年度〕 平均工賃倍増を目指す〔23年度〕</p> | 厚生労働省 | | | | | | <p>平成19年度より、工賃倍増5か年計画支援事業を実施し、各都道府県が策定した計画に基づき、工賃引き上げに資する取組を進めている。</p> <p>・平均工賃月額 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 12,587円 12,695円 13,079円</p> |
| 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進 | <p>109 福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。</p> <p>また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。</p> | 内閣府 厚生労働省 厚生労働省 | | | | | | <p>平成21年2月に、障害者福祉施設等への発注促進のため、全省庁の会計担当者を集めた会議を開催するとともに、平成21年3月に各府省庁宛に、内閣府と厚生労働省連名により通知を発出。</p> <p>平成20年度税制改正において、障害者の「働く場」に対する発注促進税制を創設し、福祉施設等に業務を発注した企業に対して税制上の優遇を行っている。</p> <p>平成21年2月に、地方公共団体に対し、障害福祉施設等に対する官公需の発注等への配慮について通知を発出。</p> |
| 特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進 | <p>110 特別支援学校高等部卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等の連携・協力により現場実習の開拓を行うなど、就労支援の推進を図る。</p> | 文部科学省 | | | | | | <p>学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携の下、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、特別支援学校とハローワークが連携して新たな職域を拡大することなどを行う、職業自立を推進するための実践研究事業を実施した。(平成20年度まで)</p> <p>特別支援学校高等部学習指導要領において、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業界等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けることや、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図りつつ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進することを規定。(平成20年度～)</p> <p>特別支援学校卒業後、直ちに就職が難しいと考えられる就職未内定者に対して、公共職業訓練の受講を積極的に促し、就労に必要な知識・技能等を付与するため、各都道府県の職業能力開発主管部と各都道府県教育委員会等が連携を強化するよう、文部科学省と厚生労働省との連名通知を発出。(平成20年度)</p> |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------|--|----------|----------|----------|----------|----------|------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|
| | | 厚生労働省 | <p>特別支援学校における特別支援教育に関する教育課程等についての実践研究において、関係機関と連携した職業教育の改善に関する研究を実施。(平成21年度～)</p> <p>障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施しているところ。</p> <p>特別支援学校と連携した早期委託訓練モデル事業において、労働関係機関と都道府県教育委員会、特別支援学校等とが連携し、職業訓練の受講により就職が見込める者に対して、特別支援学校在学中から職業訓練を実施。(平成20年度～)</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高等学校・大学における就労支援の推進 | 111 高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、各自治体や学校等において、教育、医療、保健、福祉やハローワーク、地域障害者職業センター等の労働関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備する。また、大学における障害のある学生の就労を支援する。 | 文部科学省 厚生労働省 | <p>平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の労働関係機関等と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。また、大学における障害のある学生の就労支援に関し、日本学生支援機構のHPにおいて、ハローワークにおける就職情報の提供と職業相談の実施や就職活動支援ウェブサイト等の学外機関の活用について、大学の担当職員等に周知。</p> <p>ハローワークを利用する障害のある大学生に対し、職業相談・指導及び紹介等の就労支援を実施。</p> <p>発達障害者等コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、ハローワークにおいて希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、ハローワークに就職チューターを配置し、専門的な相談・支援を行う「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」を実施。(平成19年度～)平成22年度の実績は個別支援対象者数2,085件、就職率38.2%。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者の就労に対する理解啓発の促進 | 112 障害者やその保護者、企業関係者、福祉関係者等を始めとした国民全体に対し、障害者の就労に対する理解啓発を促進する。 | 厚生労働省 | <p>9月の「障害者雇用支援月間」(高齢・障害者雇用支援機構主催、厚生労働省後援)を中心とし、厚生労働省では、障害者雇用優良事業所等の表彰を実施。平成22年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所32社、障害者雇用の促進と職業の安定に貢献した個人2人、優秀勤労障害者37人に厚生労働大臣表彰を行った。</p> <p>また、高齢・障害者雇用支援機構では、職場改善好事例募集、月間ポスター原画募集、月間ポスター原画入賞作品展示会の開催、障害者ワークフェアの開催等を通じ企業等に対する啓発活動を実施。平成22年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所23社、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人2人、優秀勤労障害者22人に厚生労働大臣表彰を、障害者雇用優良事業所23社、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人1人、優秀勤労障害者22人に高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰を行った。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔障害者の職業能力開発の推進〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進 | 113 障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害者の受入れを推進する。 | 厚生労働省 | <p>障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者の受入れを促進し、障害の態様に応じたきめ細やかな職業訓練を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施人数</td> <td>1,905人</td> <td>1,968人</td> <td>2,030人</td> <td>2,030人</td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>59.0%</td> <td>55.0%</td> <td>60.0%</td> <td>60.0%</td> </tr> </tbody> </table> | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | (平成22年度) | 実施人数 | 1,905人 | 1,968人 | 2,030人 | 2,030人 | 就職率 | 59.0% | 55.0% | 60.0% | 60.0% |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施人数 | 1,905人 | 1,968人 | 2,030人 | 2,030人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職率 | 59.0% | 55.0% | 60.0% | 60.0% | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----------|---|------|--------|--------|--------|-----|----------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|------|------|------|------|-----|-------|-------|-------|
| | | | <p>障害者の職業訓練については、ノーマライゼーションの観点から、施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設に受け入れて実施している。</p> <p>(平成20年度)(平成21年度)(平成22年度)</p> <p>一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>759人</td> <td>733人</td> <td>732人</td> </tr> </table> <p>一般の公共職業能力開発校に知的障害者等(平成16年度～)や発達障害者(平成19年度～)を対象とした職業訓練コースを設定し訓練機会を提供。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>設定数</td> <td>23県34コース</td> <td>23県32コース</td> <td>22県29コース</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>425人</td> <td>425人</td> <td>378人</td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>70.6%</td> <td>64.9%</td> <td>72.8%</td> </tr> </table> | | 759人 | 733人 | 732人 | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 設定数 | 23県34コース | 23県32コース | 22県29コース | 受講者数 | 425人 | 425人 | 378人 | 就職率 | 70.6% | 64.9% | 72.8% |
| | 759人 | 733人 | 732人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設定数 | 23県34コース | 23県32コース | 22県29コース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受講者数 | 425人 | 425人 | 378人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職率 | 70.6% | 64.9% | 72.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充 | <p>114 就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。</p> <p>障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率 41.3%〔18年〕 50%〔24年〕</p> | 厚生労働省 | <p>企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を拡充して実施。</p> <p>(平成20年度)(平成21年度)(平成22年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>訓練者数</td> <td>5,781人</td> <td>6,067人</td> <td>6,198人</td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>38.4%</td> <td>41.6%</td> <td>43.8%</td> </tr> </table> | 訓練者数 | 5,781人 | 6,067人 | 6,198人 | 就職率 | 38.4% | 41.6% | 43.8% | | | | | | | | | | | | |
| 訓練者数 | 5,781人 | 6,067人 | 6,198人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職率 | 38.4% | 41.6% | 43.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 保健・医療 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害の原因となる疾病等の予防・治療 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活習慣の改善による循環器病等の減少 | 115 生活習慣の改善により、循環器病等の減少を図る。 | 厚生労働省 | <p>「健康日本21」(平成12年3月)において、脳卒中等循環器病の予防に関して、食塩摂取量の減少、肥満者の減少等の目標値を設定し、生活習慣の改善を図るための取組を推進するとともに、循環器病に対する正しい知識や予防の重要性について、ホームページ等を通して国民への普及啓発を実施。</p> <p>「食生活指針」の普及・定着に向けた取組として「食事バランスガイド」(平成17年6月)を策定し、その普及啓発等の取組を推進。</p> <p>生活習慣病を予防するために「健康づくりのための運動指針2006(エクササイズガイド2006)」(平成18年7月)を策定し、安全で有効な運動の普及に向けた取組を推進。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 糖尿病の予防・治療の継続 | 116 糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。 | 厚生労働省 | <p>「健康日本21」(平成12年3月)において、生活習慣の改善による糖尿病の発症予防、糖尿病検診の受診の促進及び治療の継続について目標値を設定し、その普及啓発を推進するとともに、「食生活指針」の普及・定着に向けた取組として「食事バランスガイド」(平成17年6月)を策定し、その普及活用を進める等の取組を推進。</p> <p>平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施。</p> <p>糖尿病のより効果的な予防、診断、治療等を確立するための質の高い臨床研究を実施することを目的として、厚生労働科学研究費補助金において、「循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業」を実施。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-----------------------|---|-------|---|
| | | | 糖尿病に関する専門医療機関の情報、最新の予防法や治療方法に関する情報等を発信する基盤（糖尿病対策情報センター）を独立行政法人国立国際医療研究センターに設置し、平成22年4月より運動を開始。 |
| 難治性疾患に関する病因・病態の解明 | 117 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質の向上につながる研究開発を推進する。 | 厚生労働省 | 難治性疾患の治療方法の確立を目指し、難治性疾患克服研究事業を一層推進する。 |
| 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 | | | |
| 高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等 | 118 高次脳機能障害への支援を行うための支援拠点機関を、全都道府県に設置する。 高次脳機能障害支援拠点 18都道府県〔18年度末〕 全都道府県〔24年度〕 | 厚生労働省 | 高次脳機能障害支援普及事業 全都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備。 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度)) 支援拠点設置箇所数 42都道府県 54箇所 43都道府県 60箇所 46都道府県 64箇所 |
| | 119 国立専門機関等において、高次脳機能障害のための認知リハビリテーション技法の確立や評価尺度の開発を推進するとともに、高次脳機能障害者に対する都道府県単位の支援ネットワークに対する専門的な支援を行い、その支援技術の普及を図る。 | 厚生労働省 | 「高次脳機能障害支援普及事業」において、国立障害者リハビリテーションセンターを中心とした認知リハビリテーション技法の確立や評価尺度の開発のための支援拠点機関等全国連絡協議会を年2回開催するとともに、平成20年度には、「高次脳機能障害者支援の手引き（第2版）」を作成し、全国の関係機関等に約8,000冊を配布。平成21年度は、支援拠点機関等全国連絡協議会、支援コーディネーター会議を年2回、公開シンポジウムを1回開催した。平成22年度から認知リハビリテーションの社会的帰結に関する全国調査を実施した。 また、全国高次脳機能障害支援普及拠点センターである国立障害者リハビリテーションセンターは、全国10のブロック会議等を通じて、高次脳機能障害者支援の一般施策化に必要な地域支援ネットワークの構築を推進した。(平成18年度～) |
| 障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上 | 120 障害者の健康維持とQOLの向上のため、障害者向け医療サービスシステム及び障害者の健康維持管理に関する研究開発及び普及を図る。 | 厚生労働省 | 障害者の生活習慣病等に関する対策について、平成20年度から国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、「ヘルスプロモーション事業」を開始し、障害のある方々の健康教育に関する研修会を定期的で開催し、その知識の普及を図るとともに、健康の維持・増進およびQOL向上を目的とする「脊髄損傷者の前身持久力向上を目指した訓練マニュアル」の作成に取り組んだ。(平成20年度～) |
| 認知症疾患に対する専門医療の提供等 | 121 急増する認知症患者に対応していくため、専門医療や保健福祉サービスの提供、地域連携の強化を図るとともに、情報提供を行う。 | 厚生労働省 | 地域における認知症医療体制の強化を図ることを目的として、関係機関との連携を図りながら、認知症の鑑別診断や専門医療相談、保険医療、合併症対応、医療情報提供、介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センター運営事業を実施するとともに、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上、権利擁護に関する取組み及び地域における総合的な支援体制の構築を継続して推進していくことを目的として、認知症対策等総合支援事業を実施。 |
| 精神保健・医療施策の推進 | | | |
| 一般医のうつ病診断技術の向上 | 122 精神科医以外の一般医を対象にうつ病に関する研修を行い、一般医のうつ病の診断技術の向上を図る。 | 厚生労働省 | かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業 うつ病の診断技術等の向上を図り、多くのうつ病患者の早期発見、早期治療を行うため、各都道府県・指定都市において、最初に診療することの多い一般内科医等のかかりつけ医に対してうつ病に関する専門的な養成研修を実施している。 (平成20年度)(平成21年度) (平成22年度) 受講人数 7,216人 5,724人 4,251人 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---------------|---|--|----------|----------|----------|-----------|--------|---------------|----------------|--------------|-----------|--------|--------|----------|--|--|----|--------------------------------|--|--|----|----------------|--|--|----|
| 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及 | 123 自殺未遂者・自殺者親族等のケアのガイドラインを作成し、関係者に配布するなど、自殺未遂者・自殺者親族等のケアの方法について普及させる。 | 厚生労働省 | <p>自殺未遂者・自殺者遺族ケア対策事業</p> <p>平成20年度に作成されたガイドライン等を踏まえ、医師、看護師、保健師等を対象に自殺未遂者に対するケア対策の研修、及び遺族支援民間団体等を対象に自死遺族に対するケア対策のシンポジウムを開催している。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>自殺未遂者ケア研修</td> <td>1回(東京)</td> <td>3回(東京2回・大阪1回)</td> <td>4回(東京・大阪2回・仙台)</td> </tr> <tr> <td>自死遺族ケアシンポジウム</td> <td>2回(東京・福岡)</td> <td>1回(東京)</td> <td>1回(神戸)</td> </tr> </table> <p>○ 精神科医をサポートできる心理職等や職種の養成</p> <table border="0"> <tr> <td>認知行動療法研修</td> <td></td> <td></td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修</td> <td></td> <td></td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>精神科医療従事者自殺予防研修</td> <td></td> <td></td> <td>2回</td> </tr> </table> | | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | 自殺未遂者ケア研修 | 1回(東京) | 3回(東京2回・大阪1回) | 4回(東京・大阪2回・仙台) | 自死遺族ケアシンポジウム | 2回(東京・福岡) | 1回(東京) | 1回(神戸) | 認知行動療法研修 | | | 6回 | 自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修 | | | 1回 | 精神科医療従事者自殺予防研修 | | | 2回 |
| | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自殺未遂者ケア研修 | 1回(東京) | 3回(東京2回・大阪1回) | 4回(東京・大阪2回・仙台) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自死遺族ケアシンポジウム | 2回(東京・福岡) | 1回(東京) | 1回(神戸) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認知行動療法研修 | | | 6回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修 | | | 1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神科医療従事者自殺予防研修 | | | 2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神科救急医療体制の確保 | 124 精神障害者の緊急時における精神医療を適切に提供するため、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設を始めとした精神科救急医療体制について、地域の実情に応じた確保を図る。 | 厚生労働省 | 精神科救急医療体制整備事業 急性期患者への適切な医療体制を更に充実させるため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化するための補助事業を実施。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療刑務所におけるリハビリテーション機器の更新整備 | 125 医療刑務所等8施設に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。 | 法務省 | 医療刑務所等の機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生医療の手法を取り入れた研究の推進 | 126 再生医療の手法を取り入れた脊髄神経機能の再獲得可能性に関する研究を推進する。 | 厚生労働省 | <p>平成20年度までの研究は、傷害を受けた脊髄の組織レベルでの修復(ハードウェアの改善)と神経回路の再学習(ソフトウェアの改善)の両面から行った。組織レベルの修復としては神経活動を支えるグリア細胞に着目し、炎症反応制御によるグリア細胞保護が脊髄損傷後の機能改善につながる知見を得た。また、一方神経回路に関する研究では、正常ヒトの電気生理解析から、繰り返しの他動的歩行様動作による下肢からの知覚入力脊髄神経回路の興奮性調節に働くことを見出した。この知見は脊髄損傷患者に対する他動的歩行訓練によって反射経路の異常興奮性が軽減し、随意運動が可能になる可能性を示唆している。</p> <p>平成22年度はヒトを対象とした研究において、これまでの研究成果をベースに慢性期脊髄損傷者に対する繰り返しの他動的歩行動作訓練を計画し、その訓練プロトコルの作成を完成させた。さらに4名の患者に対し実際に12週間にわたる訓練実験を施行し、詳細なデータを得た</p> <p>平成22年度は動物実験においては、グリア細胞の機能を追跡することを可能とする遺伝子改変マウスを導入し、実験的脊髄損傷作成後のグリア細胞の変化を観察した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 127 細胞移植・細胞治療等によってこれまでの医療を根本的に確変する可能性を有する再生医療について、必要な幹細胞利用技術等を世界に先駆け確立し、その実用化を目指した研究開発を推進する。 | 文部科学省 | 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 |
|-------------------------------|---|---------------------------------|--|
| うつ病等の精神疾患に関する研究 | 128 うつ病等の精神疾患の病態解明や、早期発見、治療技術に係る開発、社会復帰プログラムの開発のための研究を行い、その普及を図る。 129 少子高齢化を迎えた我が国の医療・福祉の向上等への貢献を目指し、アルツハイマー病やうつ病等の精神神経疾患の予防・治療法の開発などに結びつく脳科学研究や分子イメージング研究を戦略的に推進する。 | 厚生労働省 文部科学省 厚生労働省 | 精神疾患に関する研究 平成21年度から、厚生労働科学研究において、うつ病の診断指標うつ病の早期発見と職場復帰、精神療法の実施方法と有効性、精神疾患の早期介入等、うつ病等の精神疾患に関する研究を実施している。 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。 独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人放射線医学総合研究所において、「分子イメージング研究プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。 脳科学研究や分子イメージング研究等の基礎的研究を踏まえて、厚生労働科学研究事業として、実用化に向けた臨床的研究を推進している。 |
| 専門職種の養成・確保 | | | |
| 精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成 | 130 心理職等を対象とした精神医療に関する研修を行い、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、精神保健福祉士について資質の向上を図る。 | 厚生労働省 | 自殺対策経費（自殺予防総合対策センター経費） 医療現場に従事している心理職等に対し、心理療法に特化した専門的な研修を行う。 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 心理職等自殺対策研修 1回 1回 1回 |
| 7. 情報・コミュニケーション | | | |
| 情報バリアフリー化の推進 | | | |
| 障害者IT総合推進事業の実施の促進 | 131 障害者のITの利用・活用の機会拡大を図るため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う障害者IT総合推進事業の実施を促進する。 | 厚生労働省 | 聴覚障害者に対する情報支援機器の貸出、相談業務等を行う聴覚障害者情報提供施設の全都道府県設置に向けて、障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知（平成23年1月6日現在38カ所） 障害者等の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の是正格差を図るための総合的なサービス拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を24都道府県（平成22年度）で実施。 障害者に対してパソコンの使用方法等を教える人材（パソコンボランティア）の養成を26都道府県（平成22年度）で実施。 |
| 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援 | 132 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行うとともに、情報通信機器等のユニバーサルデザイン化の促進を図る。 | 総務省 | 独立行政法人情報通信研究機構を通じ、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実を図るための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、開発に必要な経費の助成を実施。 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 応募数 13件 11件 13件 助成件数 5件 6件 8件 独立行政法人情報通信研究機構を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の助成を実施。 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 応募数 19件 21件 20件 助成件数 9件 7件 8件 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちょく 状 況 |
|------------------------------|--|------------|--|
| 障害者の利用するIT機器に関するJIS規格の適切な見直し | 133 高齢者・障害者の利用するIT機器に関するJIS規格について、国際規格の動向にあわせ、必要に応じて見直しを行う。 | 経済産業省 | 高齢者・障害者の利用するIT機器に関するJIS規格のうち、ウェブコンテンツに関する指針を規定したJIS X8341-3について改正を行った。また、電気通信機器に関する指針を規定したJIS X8341-4については、改正作業を進めているところである。 |
| ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進 | 134 ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。 | 総務省 | 行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画において、各府省は、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JISX8341-3)を踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等を進めることとしている。また、e-Govについても、画像情報への適切な代替テキスト情報の付与、音声読み上げ、文字拡大等に対応可能としたHTMLページの作成を実施している。 |
| 政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進 | 135 政府広報関連ウェブサイトの障害者対応を進めるため、「政府インターネットテレビ」への字幕スーパーを挿入するとともに、「政府広報オンライン」に文字サイズの拡大機能や文字読上げツールを付加する。 | 内閣府 | 平成20年10月に「政府インターネットテレビ」へ字幕スーパーを導入し、平成21年3月に「政府広報オンライン」の文字サイズ拡大機能・文字読上げツールを付加した。(平成20年度に達成) |
| 関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進 | 136 関係行政機関の実施する障害者施策に係る制度等について、障害者に十分配慮した、分かりやすい広報を推進する。 | 内閣府 全省庁 | <p>毎年、各府省の障害者施策について記載した障害者白書を発行するとともに、要点をまとめた概要版及び、視覚障害者に配慮した点字版を作成し、地方自治体、特別支援学校等に配布している。</p> <p>日本司法支援センターのホームページに、高齢者や障害のある利用者に配慮し、「音声読み上げ・文字拡大」表示機能を付している。また、同センターでは、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、拡大文字パンフレットや知的障害のある利用者に配慮し、分かりやすい表現・デザインのパンフレットを作成し、福祉団体等に配布しているほか、手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作している。(障害者向けパンフレットの作成につき、平成22年度～)【法務省】</p> <p>人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ(全国50協議会)において、高齢者や障害者を含めた多くの方が、ホームページを利用しやすいように、ウェブ・アクセシビリティ支援ツール「WebUD」を導入している。本ツールをダウンロードすることで、ホームページ画面の表示の拡大、音声での読み上げなどを行うことができる。【法務省】</p> <p>文部科学省ウェブサイトは、平成21年1月コンテンツ・マネジメントシステムを導入した。その際、誰もが負担なく情報を取得できるよう、JIS X 8341-3(日本工業規格:高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部:ウェブコンテンツ)にもとづいたテンプレートを開発したことで、以後、アクセシビリティに配慮したコンテンツを量産していけるようになった。また、アクセシビリティを継続的に向上していけるようアクセシビリティガイドラインを策定し、運用面の整備も行った。【文部科学省】</p> <p>PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、音声読み上げツールの導入、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。また、平成17年12月に防衛省ホームページ(当時防衛庁ホームページ)において、高齢者・障害者等配慮設計指針(JISX8341-3)に沿った見直しを実施。【防衛省】</p> |
| 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及 | | | |
| 電子投票の実施の促進 | 137 電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を引き続き行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供し、電子投票の実施の促進を図る。 | 総務省 | 電子投票による選挙の執行に要する経費について特別交付税措置を講じているほか、電子投票システムの型式について検査の申し出があった場合には、技術的条件に係る適合確認を実施する。 |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|--|---------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|------|---------|-------|--------|------|---------|------|
| 日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進 テレワークの普及・啓発の推進 | 138 情報・意思疎通支援用具の給付などを行う日常生活用具給付等事業の市町村における適正な運用を促進する。 | 厚生労働省 | 障害保健福祉関係主管課長会議等において、実施にあたっては地域の実情や障害者等のニーズを踏まえた上で、効率的・効果的な事業展開について、情報提供等を行うなどにより適正な運用を図る | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 139 「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、通勤困難者でも仕事が可能となるテレワークの普及・啓発を推進する。 | 総務省 厚生労働省 | 障害者や高齢者等多様な人材の就業機会の拡大及び積極的な社会への参画を促進するため、複数の企業が共同利用可能な次世代ネットワークを活用したテレワークシステムの構築及び試用・評価等実証、テレワーク環境整備税制によるテレワーク導入企業に対する支援措置やセミナー等の開催による普及啓発活動を総合的に実施。 障害者の在宅勤務についての普及や企業が行う在宅勤務障害者の雇用管理等に対する支援、企業がテレワーク等を行う在宅就業障害者に仕事を発注する場合の特例調整金・特例報奨金の支給等を実施。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ユビキタスネットワーク技術の研究開発の推進 | 140 年齢・身体等の壁を乗り越え、高齢者や障害者を始め人にやさしいサービスを実現するためのユビキタスネットワーク技術の研究開発を推進する。 | 総務省 | 少子高齢化社会における様々な社会的課題の解決に資するため、ユビキタスネットワーク技術とロボット技術の一層の融合を図りつつ、特に高齢者や障害者を対象としたロボットサービスに必要な機能を実現し、その幅広い普及促進を図ることを目的として高齢者・障害者(チャレンジド)のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発を平成21年度より実施している。平成22年度は要素技術ごとの基本設計・開発・試作等を実施した。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発 | 141 脳からの情報を用いて、障害者が障害を意識することなく使えるコミュニケーション機器を開発するための研究を実施する。 | 厚生労働省 | ブレイン・マシン・インターフェイス(BMI)を用いてワープロを駆使することで意思伝達を可能にする実証研究をALSの患者で実施した。開発した器機が実験室でなく、病院や自宅でも使用可能であることを確認した。病院や自宅でもその有効性から障害者自立支援器機として実用化が視野に入った。また、投票や署名といった社会活動に必須の活動についてもBMIにより可能になることを確認した。(平成20年度～) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報提供の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚障害者情報提供施設の整備の促進 | 142 聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進する。 | 厚生労働省 | 聴覚障害者に対する情報支援機器の貸出、相談業務等を行う聴覚障害者情報提供施設の全都道府県設置に向けて、障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知。(平成23年1月6日現在38カ所) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作の促進 | 143 NHK総合及び在京キー5局等において、字幕付与可能なすべての放送番組(注1)に字幕を付与する。 また、NHK総合及び在京キー5局等において、対象の放送番組(注2)の10%、NHK教育において、対象の放送番組の15%に解説を付与する。 注1)複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組に範囲を拡大 注2)権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組を除く7時から24時までのすべての放送番組 ○字幕放送時間の割合 NHK総合100%、在京キー5局平均77.8%〔18年度〕 100%〔29年度〕 解説放送時間の割合 NHK総合3.7%、NHK教育8.8%、在京キー5局平均0.3%〔18年度〕 NHK総合及び在京キー5局等10%、NHK教育15%〔29年度〕 | 総務省 | 平成22年度における字幕放送等の実施状況(デジタル放送)は以下のとおり。 ○字幕放送(字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合) <table border="1" data-bbox="1537 1249 2012 1549"> <tr><td>NHK(総合)</td><td>62.2%</td></tr> <tr><td>NHK(教育)</td><td>52.5%</td></tr> <tr><td>在京キー局</td><td>88.9%</td></tr> <tr><td>在阪準キー4局</td><td>85.6%</td></tr> </table> 2週間のサンプル週における平均値。 解説放送(対象放送時間に占める解説放送時間の割合) <table border="1" data-bbox="1537 1627 2012 1927"> <tr><td>NHK(総合)</td><td>7.6%</td></tr> <tr><td>NHK(教育)</td><td>11.2%</td></tr> <tr><td>在京キー5局</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>在阪準キー4局</td><td>1.0%</td></tr> </table> | NHK(総合) | 62.2% | NHK(教育) | 52.5% | 在京キー局 | 88.9% | 在阪準キー4局 | 85.6% | NHK(総合) | 7.6% | NHK(教育) | 11.2% | 在京キー5局 | 1.4% | 在阪準キー4局 | 1.0% |
| NHK(総合) | 62.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NHK(教育) | 52.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在京キー局 | 88.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在阪準キー4局 | 85.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NHK(総合) | 7.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NHK(教育) | 11.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在京キー5局 | 1.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在阪準キー4局 | 1.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-----------------------------|---|-------|---|
| | 144 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。 | 総務省 | 平成20～22年度の番組の制作に対する助成状況は以下のとおり。 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 字幕番組助成本数：11,890本 12,510本 33,131本 手話番組助成本数： 660本 667本 1,767本 解説番組助成本数： 72本 55本 267本 |
| 映画の字幕付与の促進 | 145 日本の映画の字幕付与について、映画関係団体とともに引き続き取組を促進する。 | 経済産業省 | (社)日本映画製作者連盟および(社)日本映像ソフト協会に対して、日本語字幕付与に向け、協力要請及びヒアリングを行っている。 (なお、大手映画製作者からなる、一般社団法人日本映画製作者連盟において、2010年に制作した映画は81本のうち、約6割に相当する47本が日本語字幕対応済み また、新しい技術を活用することにより、映画の観客の需要にあわせて、字幕の付いた作品を楽しめる環境を整備することが可能になりつつある。経済産業省が昨年4月に策定したコンテンツ技術戦略マップにおいて、こうした技術開発は重要であると位置づけられ、産業界での研究開発を促進すべきとしており、試験的な取り組みとして、ウェアラブルなスクリーンに字幕を映す技術やリアルタイムで字幕を作ることができる音声認識技術を家電の総合見本市・CEATECで展示した。 |
| 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業等の利用の促進 | 146 視覚障害者がITを利用して、自宅から点字図書や録音図書の検索や貸出予約等を行うことができる「視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業」等の利用を促進する。 | 厚生労働省 | 視覚障害者が必要とする点字、音声情報を速やかに電子媒体で提供できるよう、全国の点字図書館の図書情報(点字・録音)等をネットワークで一元的に管理するシステムを構築し、既存の「ないーぶネット(点字)」と「びぶりおネット(音声)」の統合、一元化を図り、地域情報等についても、多様な媒体での情報提供を可能とするシステム整備を行い、利用促進を図る。 |
| 視覚障害者を対象とした広報の充実 | 147 視覚障害者向け資料「音声広報CD」及び「点字広報誌」について、引き続き発行する。 | 内閣府 | 平成22年度については、6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)音声広報CD及び点字冊子を発行し、全国の視覚障害者情報提供施設、盲人会連合、盲学校、都道府県立図書館、地方公共団体等に配布。 |
| | 148 また、広報媒体の特性等に応じて可能なものについて、音声コードの活用に配慮する。 | 全省庁 | 平成22年度「障害者週間の集い」(12月3日)において、音声コード入りパンフレットを作成し、参加者に配布した。【内閣府】 日本司法支援センターにおいて、音声読み上げ機器に対応した「SPコード」を印字したパンフレットなどを作成している。【法務省】 また、各種人権啓発冊子や特別支援学校卒業予定者に配布している広報用リーフレットには、音声コードを導入している。(平成22年度～)【法務省】 毎年開催の全国会議等において、障害者への行政情報の提供にあたっては、福祉分野のみならず様々な分野について「音声コード」の積極的な活用と周知を依頼し、関係団体が実施している情報支援機器の展示会、音声コード普及キャンペーン等に対する後援等を行っている。【厚生労働省】 平成18年度補正予算において、自治体や公立病院等の公的機関の窓口に視聴覚障害者に対する情報支援機器等の整備を行う事業を盛り込み、また、平成20年度補正予算においては、新たに自治体において音声コード普及のための研修及び広報等を行う事業を追加し実施。【厚生労働省】 |
| 障害者の自立した食生活の実現に資する情報提供の推進 | 149 障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。 | 農林水産省 | 障害者を対象に「食事バランスガイド」の内容や食事への活用方法について、点字などによる情報提供を実施。(平成21年度まで) |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-------------------------------|---|-------|--|
| 障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方の検討 | 150 障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方について検討を進め、必要に応じて法整備を行う。 | 文部科学省 | 文化審議会著作権分科会において、映像資料等への字幕付与を著作権者の許諾なく行えることとすること等の課題について検討を行い、平成21年1月には、障害者の情報アクセス保障の観点から、障害等により著作物の利用が困難な者を可能な限り権利制限の対象に含めるとともに、複製等の主体、方式についてもそれに応じて拡大する方向で、速やかに処置を講じることが適当との内容を盛り込んだ報告書を取りまとめている。これを踏まえ、同年3月にこの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した（平成21年6月12日に成立し、平成22年1月1日から施行）。 |
| コミュニケーション支援体制の充実 | | | |
| 手話通訳者等の養成、派遣の促進 | 151 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の養成を図るとともに、地域における視聴覚障害者のニーズに応じた手話通訳者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の適正な運用を促進する。 | 厚生労働省 | コミュニケーション支援事業については、市町村の必須事業として位置付け推進しているが、地域における体制整備が整っていないため、未だ、実施市町村数が7割強に留まっている状況にある。 まずは、全市町村における支援体制の整備を図ることが必要であると考えており、市町村における支援体制の整備が図られるよう、平成21年度からの（第2期）障害福祉計画にコミュニケーションを支援する者を養成する計画を追加し、計画的に進めることとしている。 |
| 8. 国際協力 | | | |
| 国際協力の推進 | | | |
| 政府開発援助を通じた国際協力の推進 | 152 独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた研修員の受け入れ、技術協力プロジェクト等を実施する。 | 外務省 | 技術協力の分野では、開発途上国の障害者支援に携わる組織・人材の能力向上を目的として、JICAを通じて研修員の受け入れや専門家及び青年海外協力隊の派遣など幅広い協力を行っている。平成22年度には障害者リーダー育成コースをはじめ15の課題別研修コースを本邦において実施し、研修員90人を受け入れた他、専門家79人、養護教員・理学療法士・作業療法士等の青年海外協力隊員131人、シニア海外ボランティア14名の派遣などを行った。 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 受け入れ研修員（障害者リーダー育成コース等） 122人 103人 90人 専門家派遣 52人 70人 79人 青年海外協力隊（養護教員・理学療法士・作業療法士等）76人 105人 131人 シニア海外ボランティア派遣（同） 27名 22名 14人 |
| | 153 また、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援を実施する。 | 外務省 | 平成22年度においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、45件の障害者関連援助を、NGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施した。 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 障害者関連援助 60件 49件 45件 |
| | 154 さらに、日本NGO連携無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。 | 外務省 | NGOとの連携強化の重要性を認識し、NGO支援として、平成22年度には日本NGO連携無償資金協力により7件、JICA草の根技術協力事業により9件の障害者関連事業に対し支援を実施した。 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 日本NGO連携無償資金協力 3件 7件 4件 JICA草の根技術協力事業 9件 9件 9件 |
| 障害者問題に関する国際的な取組への参加 | | | |
| | 155 国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）における障害者対策分野での協力を推進する。 | 外務省 | 日本エスカップ協力基金（JECF）を通じた活動支援を実施しており、平成22年度には約16万ドルの支援を行った。 (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 約16万ドル 約16万ドル 約16万ドル |

| 重点的に実施する施策及びその達成目標 | | 関係省庁 | 進 ちよく 状 況 |
|-------------------------------|---|-------------|---|
| | 156 また、国連障害者基金への拠出を実施する。 | 外務省 | 平成22年度には3,162千円(33,630米ドル)を拠出した。 (平成20年度) (平成21年度) 5,271千円(46,642米ドル) 4,804千円(46,642米ドル) |
| | 157 さらに、「障害者の権利に関する条約」について、可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る。 | 外務省 関係省庁 | 早期の締結を目指し、所要の準備を行ってきている。 |
| 情報の提供・収集 | | | |
| 国立特別支援教育総合研究所における国内外への教育情報の提供 | 158 発達障害を含め障害のある子どもへの教育的支援を図るため、独立行政法人特別支援教育総合研究所において、国外の教育情報を収集するとともに、我が国の特別支援教育に関する情報等を国外に提供する。 | 文部科学省 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、諸外国の特別支援教育事情等を紹介する「世界の特別支援教育」を刊行し、各都道府県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。また、国内外の特別支援教育のトピックス等をまとめた「NISE Newsletter」やアジア太平洋特別支援教育セミナーの各国レポートをまとめた「特別支援教育ジャーナル」を刊行し、関係国、各都道府県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。 |

P 8の「重点的に実施する施策及びその達成目標」番号21の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」は、平成22年度からは、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」として実施していますので、その旨付記いたしました。また、その平成22年度の実施圏域数を309圏域から329圏域に訂正します。誤植によるものです。(平成24年12月18日)

P 17の「重点的に実施する施策およびその達成目標番号72の「障害者の消費トラブル等の防止」について、進ちよく状況の中の「平成21年度」を「22年度」に、「25本配信」を「26本配信」に訂正します。内容が21年度のままだったものです。(平成24年12月18日)

P 26の「重点的に実施する施策及びその達成目標」番号106の「就労継続支援の利用者数」の就労継続支援計画開始前の数値「1.1万人日分」を83.1万人日分に訂正します。誤植によるものです。(平成24年10月18日)